

第4次

安中市男女共同参画計画

女性も男性も 自分らしく輝く 安中市の実現



令和6年3月

安中市

はじめに

急速な人口減少と少子高齢化の進行などにより絶えず変化する社会情勢に対応しながら、持続可能な社会を実現するためには、すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。誰一人取り残さないというSDGsの達成に男女共同参画は不可欠な要素であり、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男性も女性も希望に応じて活躍できる社会を目指していかなければなりません。



安中市においては、これまで3次にわたる男女共同参画計画に基づき様々な施策に取り組んでまいりました。男女共同参画に対する問題意識は着実に高まり、政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつありますが、依然として固定的な性別役割分担意識は解消されておらず、また男女が平等と感じる割合にも大きな改善が見られていないのが現状です。

また、令和2年以降のコロナ下では、生活不安やストレスによるDV被害の深刻化や、家事・育児・介護等における女性への負担の集中など、新たな問題も顕在化しました。一方で、テレワークの導入が進んだことにより働く場所にこだわらない新しい働き方が社会全体に浸透し、男性の家事・育児・介護への参画が期待されています。

このような状況を踏まえ、新たな行動計画として第4次安中市男女共同参画計画を策定いたしました。本計画では、新たな働き方や生活様式により誰もが活躍できる実効性のある計画とするため、男性職員の育児休業取得率の向上など新たな施策に市が率先して取り組むとともに、市民、事業者、関係団体の皆様との協働により取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、意識調査を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、事業者の皆様、また計画策定にご協力いただいた関係機関の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

安中市長

岩井均

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
	(1) 世界・国の動き	2
	(2) 県の動き	2
	(3) 本市の動き	3
	(4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	3
3	計画の性格	4
4	計画の期間	4

第2章 安中市の現状と課題

1	統計からみる安中市の現状	5
	(1) 人口の推移	5
	(2) 世帯の状況	6
	(3) 婚姻や出生の状況	7
	(4) 女性の就労の状況	8
	(5) 女性の参画の状況	9
2	市民意識調査結果の概要	10
	(1) 調査概要	10
	(2) 男女平等意識について	11
	(3) 性別役割分担について	14
	(4) 働き方について	16
	(5) 社会活動・地域活動について	20
	(6) DV（配偶者等からの暴力）等について	22
	(7) 男女共同参画社会について	26
3	事業者意識調査結果の概要	29
	(1) 調査概要	29
	(2) 調査結果の概要	29
4	第3次計画の評価と課題	36
	基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革	36
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進	37
	基本目標Ⅲ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	38
	基本目標Ⅳ 男女の人権を尊重・擁護する社会の形成	39
	基本目標Ⅴ 男女共同参画推進の体制づくり	40

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	41
2 基本目標	43
3 施策の大綱（施策の体系）	44
4 指標一覧	45

第4章 基本目標と施策の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画への意識改革	46
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	48
3 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり	49

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

4 政策・方針決定過程への男女共同参画	50
5 男女がともに働きやすい環境整備	52
6 地域社会における男女共同参画の促進	55

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせる環境づくり

7 男女間のあらゆる暴力の根絶	57
8 生涯にわたる健康づくりの推進	59
9 すべての人が安心して暮らせる環境づくり	60

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	61
2 計画の進行管理	61

資料編

1 日本国憲法（抄）	62
2 男女共同参画社会基本法	65
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	70
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	80
5 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	91
6 男女共同参画社会の実現に向けた流れ	93
7 計画策定の経過	97
8 安中市男女共同参画推進委員会設置要綱及び委員名簿	98
9 安中市男女共同参画推進会議設置要領及び委員名簿	100
10 用語解説	102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

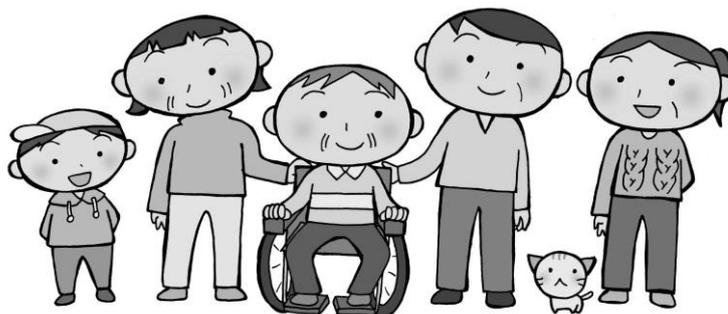
平成11（1999）年6月に、男女共同参画社会基本法*が公布・施行され、男女共同参画社会*の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置付けられました。男女共同参画社会は、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

本市においては、女性と男性が互いにその人権を尊重し、義務・責任・権利を分かち合いつつ、社会のあらゆる分野において平等に活動に参画する機会が確保されることを目的として、平成20（2008）年3月に「安中市男女共同参画計画」を策定し施策の推進に取り組みました。その後、平成26（2014）年3月に「第2次安中市男女共同参画計画」、平成31（2019）年3月に「第3次安中市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

その間、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の重要性、長時間労働や転勤等を前提とした男性中心型の働き方改革、職場における女性の活躍推進、防災分野における女性の参画など、新たな課題に対して取組を進めてきました。

しかし、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担*意識）の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画推進、管理職等への女性の登用促進などが課題として残りました。また、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスからDV*（配偶者等からの暴力）被害の増加や深刻化、女性への家事・育児・介護等の負担の集中など、新たな問題も顕在化しました。

このような中、令和5（2023）年度に第3次計画の計画期間が終了することから、これまでの施策への取組を評価し、また市民意識調査及び事業者意識調査の結果を踏まえ、本市における様々な問題点を明らかにしながら、解決するための施策の方向性を定めた新たな行動計画として、「第4次安中市男女共同参画計画」を策定しました。



注) 本文中の*を付けた用語は巻末に解説があります。

2 計画策定の背景

(1) 世界・国の動き

国では、世界女性会議の動きにあわせて、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定されたことをきっかけとして、女性の地位向上に関する取組が始まりました。特に平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」を受け、平成 8（1996）年 12 月に国のアクションプランにあたる「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法*」が成立し、地方公共団体に男女共同参画社会*の形成の促進に関する施策の策定及び実施の責務を課すなど、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられました。その後、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の強化が図られたほか、4 次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組を進展させ、令和 2（2020）年にさらに実効性のある計画として「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

法制度においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法*）」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法*）」の改正が行われ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」が平成 27（2015）年に成立するなど整備が進められてきました。

女性に対する暴力の根絶に向けては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法*）」の改正が重ねられるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法*）」も改正されています。令和 5（2023）年の DV 防止法の改正では、保護命令制度の拡充や違反の厳罰化などが定められ、さらに同年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により被害者保護や防止対策の強化が図られています。

また、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが明記されました。加えて、令和 2（2020）年には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、平常時から男女共同参画の視点をもつ重要性について示しています。

(2) 県の動き

群馬県では、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、平成 13（2001）年に「ぐんま男女共同参画プラン」を策定しました。このプランでは、県の特徴や現状を踏まえ、男女共同参画社会づくりを有効に進めるため、条例の制定を検討することを課題とし、「ぐんま男女共同参画プラン委員会」での検討を経て、平成 16（2004）年に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、平成 18（2006）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 23（2011）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」、平成 28（2016）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第 4 次）」、令和 3（2021）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第 5 次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。

また、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指し、平成18(2006)年に「ぐんまDV*対策基本計画」を策定しました。その後、DV防止法*の改正を受け、平成21(2009)年に「ぐんまDV対策基本計画(第2次)」、平成26(2014)年に「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」、平成31(2019)年に「第4次ぐんまDV対策推進計画」を策定しました。

一方で、平成21(2009)年には、男女共同参画社会*づくりのための事業や活動の総合的な拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置しました。平成27(2015)年には女性が持てる能力を発揮し、希望に応じ、あらゆる分野において活躍できる社会の実現に向けて「ぐんま女性活躍大応援団」を設置したほか、「群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰」及び「ぐんま輝く女性表彰」制度を設け、男女共同参画と女性活躍の推進を図っています。

(3) 本市の動き

本市では、平成18(2006)年3月の安中市と松井田町の新設合併により新安中市が誕生したことを機に、市内有識者や関係団体の代表者等による男女共同参画推進委員会、庁内関係各課による男女共同参画推進会議を設置し、両組織における数次の検討を経て、平成20(2008)年度を初年度とする「安中市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応した見直しを行い、平成26(2014)年3月に「第2次安中市男女共同参画計画」、平成31(2019)年3月に「第3次安中市男女共同参画計画」を策定し、施策のさらなる推進を図るとともに、施策の進捗状況の把握に努めました。

男女共同参画推進委員会では、男女共同参画の意識を高める目的から、男女共同参画に関する様々なテーマによる講演会や講座を開催したほか、標語コンクールの開催や広報紙への「リレー・エッセイ」等の連載など市民に向けた啓発活動に努めました。また、若年のうちから男女共同参画の考えを浸透させることの重要性をかんがみ、令和2(2020)年より小学生向けにリーフレットを作成し、保護者も含めた意識啓発に取り組みました。

平成28(2016)年12月には安中市配偶者暴力相談支援センター*を設置し、DV(配偶者等からの暴力)被害者からの相談対応や自立に向けた支援体制を整備する一方、被害を受けながらも相談できない潜在的な被害者に対し相談窓口の周知に努めました。加えて、DVは重大な人権侵害であり、決して許されないという正しい認識の啓発に取り組みました。

(4) 持続可能な開発目標(SDGs*)への対応

平成27(2015)年9月、持続可能な社会・経済・環境を目指す世界共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が、国連サミットで加盟国193か国の全会一致で採択され、2030年の達成期限までにすべての国が17のゴールと169のターゲットに取り組むことが約束されました。ゴール5の「ジェンダー*平等の実現」はSDGsのすべてのゴールの実現に関わるものであり、本市においても男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させながら取組を進めていきます。

3 計画の性格

- ❖ 本計画は、男女共同参画社会基本法*に示された基本理念や考え方に基づき、男女が共に社会のあらゆる場への参画を進めるために、本市の取り組むべき課題や方針を明らかにし、総合的・計画的推進のための施策を具体的に示したものです。
- ❖ 本計画は、国の男女共同参画基本計画（第5次）及び県の群馬県男女共同参画基本計画（第5次）を勘案して策定するものです。
- ❖ 本計画は、第3次安中市総合計画を基本として、その他関連計画との整合性をもつものです。
- ❖ 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）第6条第2項に基づく市町村推進計画を含みます。※基本目標Ⅱ
- ❖ 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法*）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含みます。※基本目標Ⅲ
- ❖ 本計画は、推進は行政だけではなく、広く市民、事業所、各種民間団体等に理解と協力を求め、家庭、職場、地域での実践を期待するものです。
- ❖ 本計画は、安中市男女共同参画推進委員会及び安中市男女共同参画推進会議において審議を重ねるとともに、市民及び事業者を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施するなど、広く意見を聞き反映に努めました。

4 計画の期間

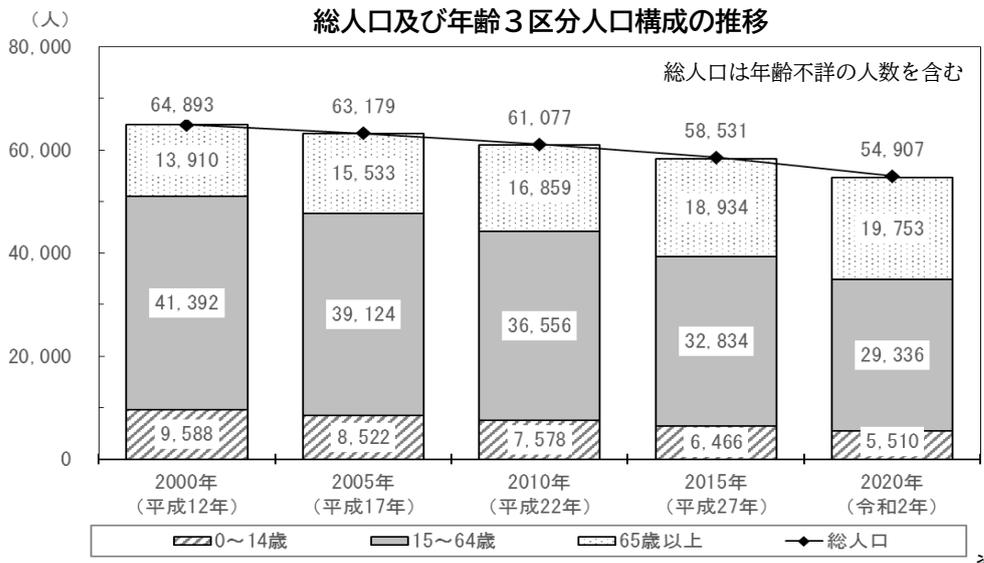
本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。ただし、社会環境の変化や国・県の動向に配慮し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 安中市の現状と課題

1 統計からみる安中市の現状

(1) 人口の推移

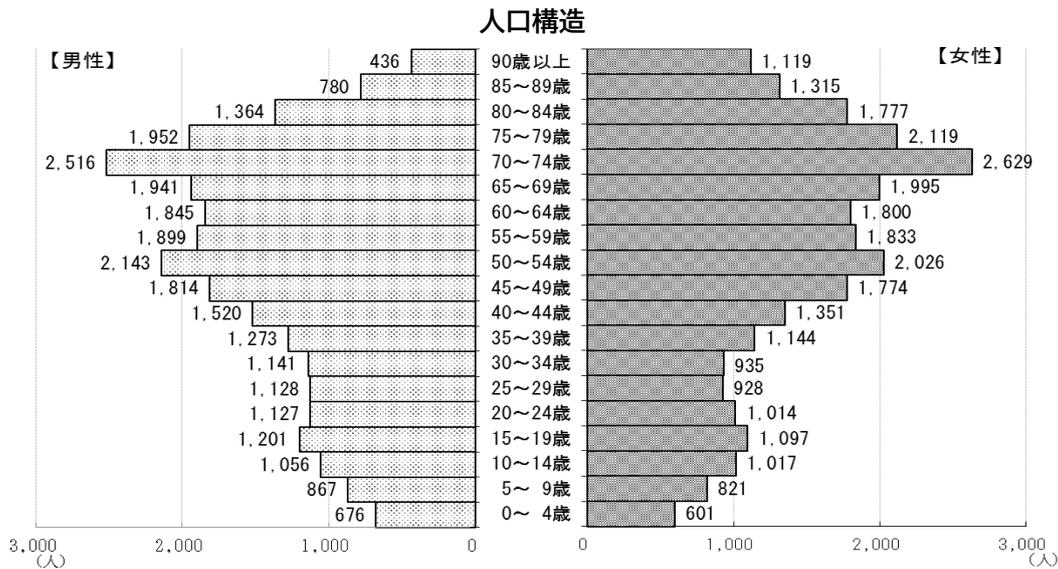
- 本市の総人口は、平成12年以降減少傾向にあり令和2年で54,907人となっています。
- 年齢3区分別人口をみると、65歳以上の人口は増加していて、令和2年では19,753人で本市の総人口の36.2%を占めています。一方、15歳未満、15～64歳の人口は減少しています。



資料：国勢調査

※平成17年以前の数値は、旧安中市と旧松井田町の数値を合算したものの（以下同様）

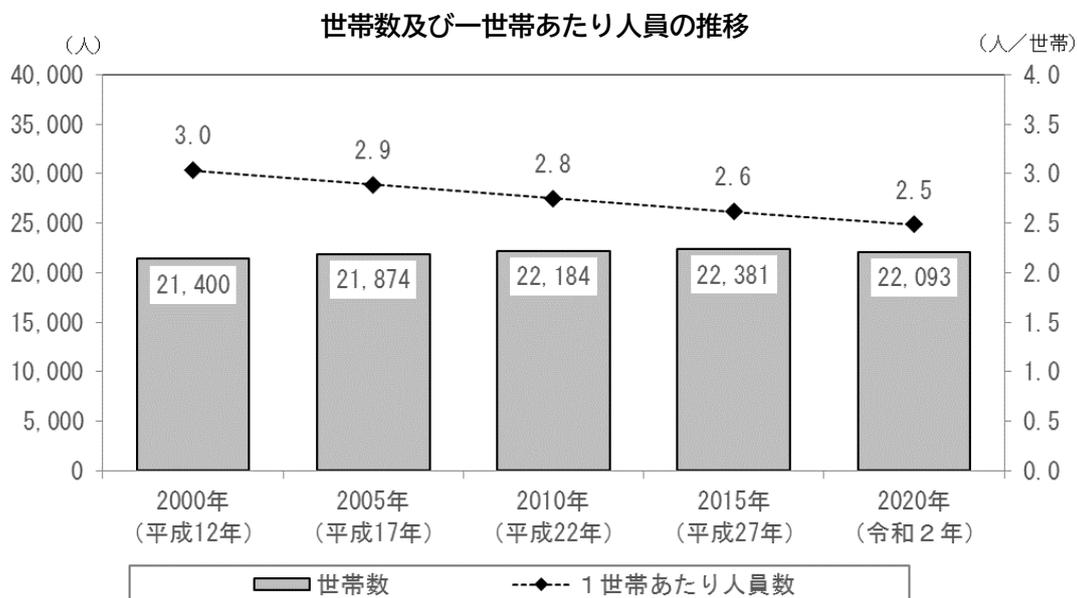
- 人口構造をみると、70～74歳の人口が最も多く、第2次ベビーブームにあたる50～54歳も多くなっています。性別でみると、20～44歳の女性の人口が男性と比較し少なくなっています。



資料：安中市（令和5年10月1日現在）

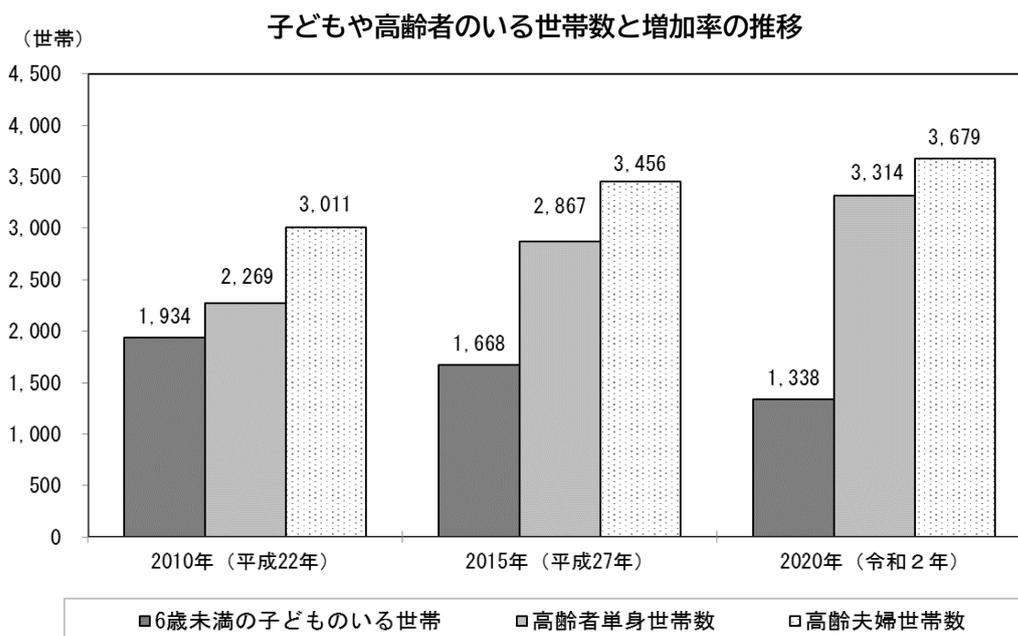
(2) 世帯の状況

■世帯数は、平成12年以降増加傾向でしたが、令和2年で減少に転じ22,093世帯となっています。一方、一世帯あたり人員は平成17年以降3人を下回り、令和2年では2.5人となり世帯人数の減少が進んでいます。



資料：国勢調査

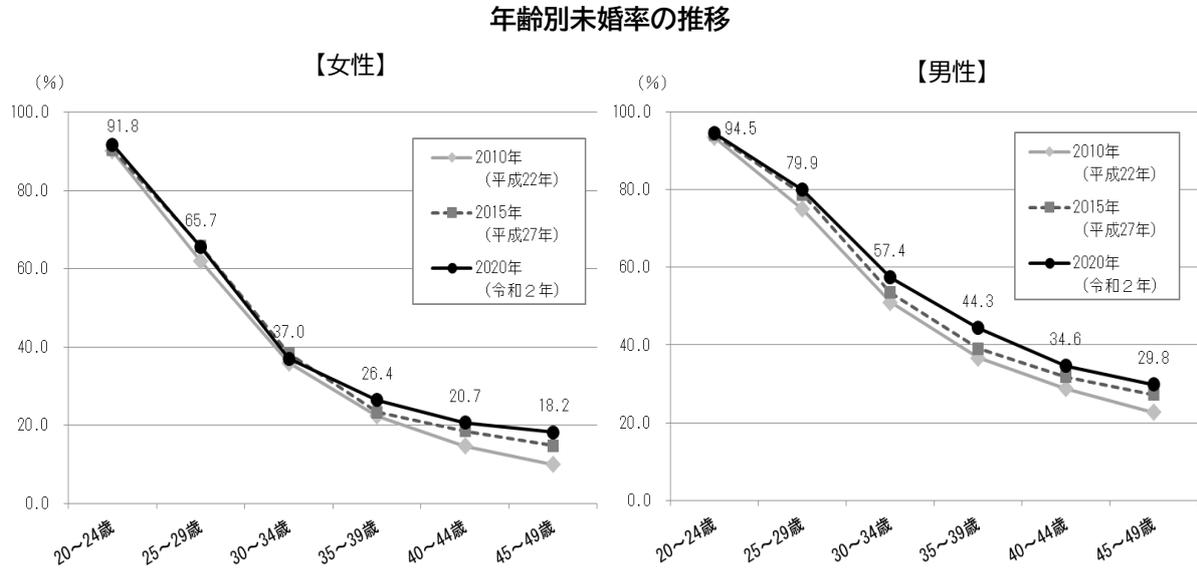
■6歳未満の子どものいる世帯は、平成22年以降減少を続け、令和2年では1,338世帯となっています。一方で、高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯は増加傾向にあり、特に高齢単身世帯はこの10年間で1,000世帯以上増加し、令和2年で3,314世帯となっています。



資料：国勢調査

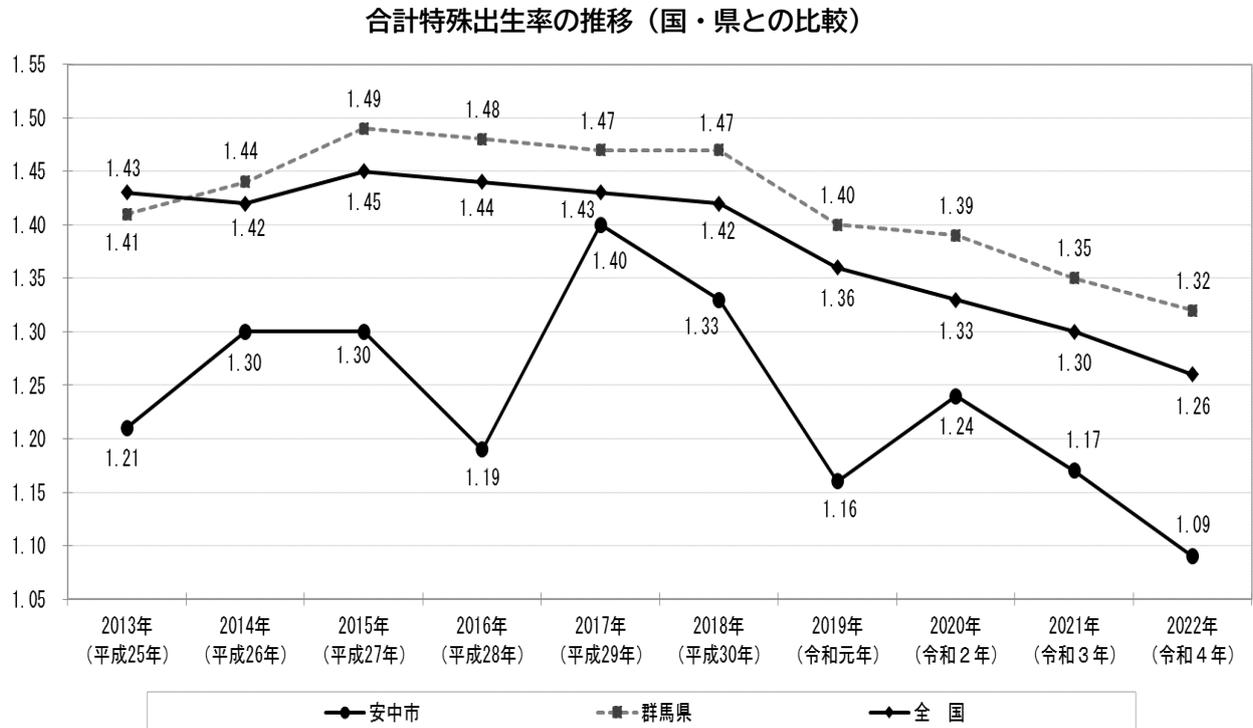
(3) 婚姻や出生の状況

■年齢別の未婚率の推移をみると男女ともに上昇傾向にあります。女性の25～29歳、30～34歳で未婚率の上昇は見られませんでした。一方、男性ではすべての年代で未婚率が上昇していて、特に30歳代で上昇の幅が増加しています。



資料：国勢調査

■合計特殊出生率*の10年間の推移をみると、国・県の水準より下回って推移しています。また、平成29年以降は低下傾向となっています。

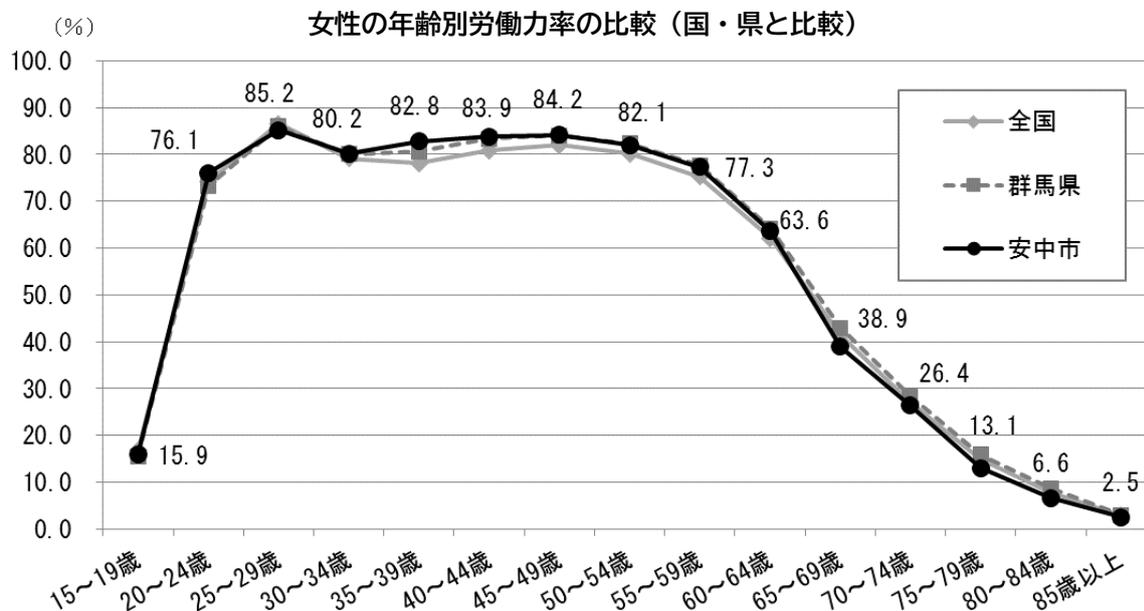


資料：群馬県人口動態統計

(4) 女性の就労の状況

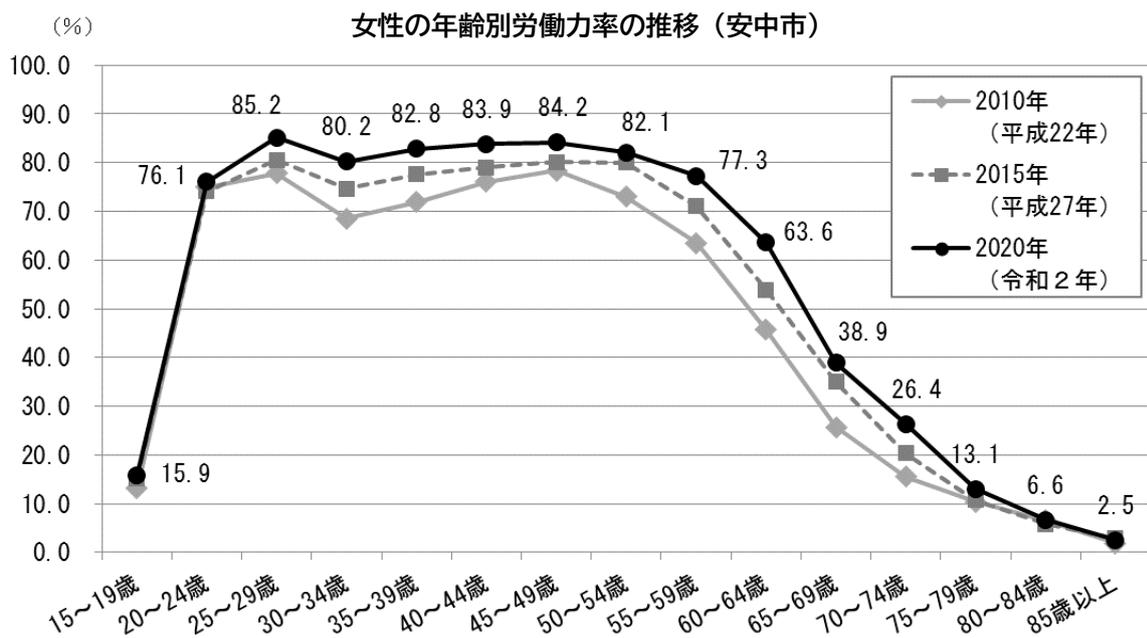
■年齢別の女性の労働力率*をみると、国・県・本市すべてに共通して、20歳代後半から30歳代にかけて、出産・育児のために仕事を中断するM字曲線*を描いています。

■本市においては、国に比べて30歳代から50歳代までの労働力率が高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

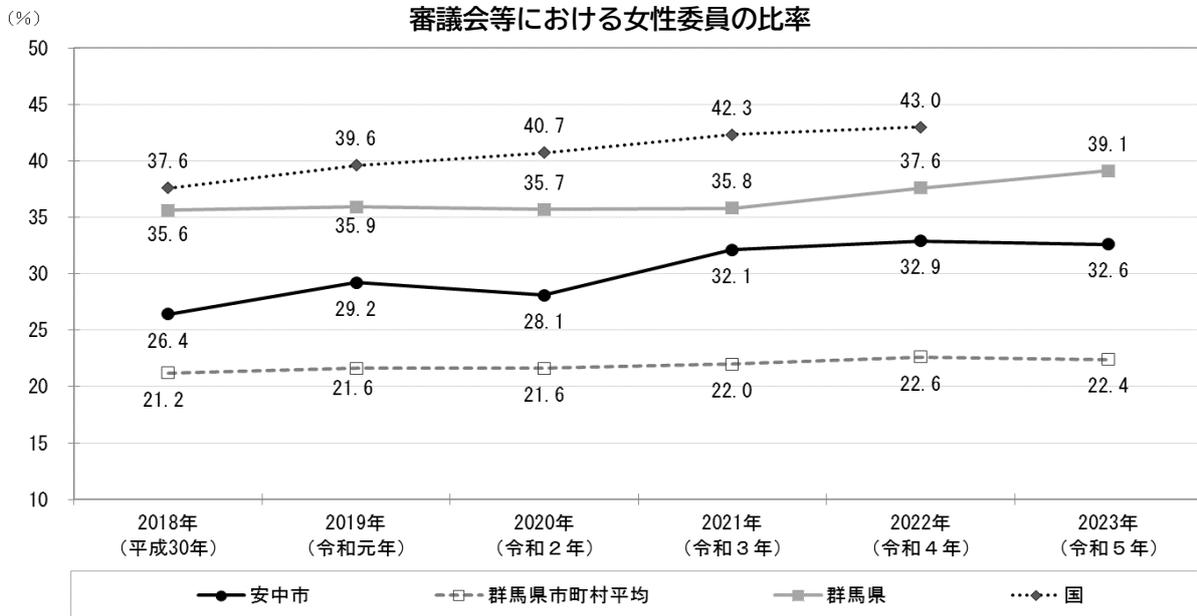
■本市における女性の年齢別の労働力率の推移をみると、M字曲線のカーブが緩やかになるとともに、20歳代後半から70歳代前半までの労働力率の割合が上昇しています。



資料：国勢調査

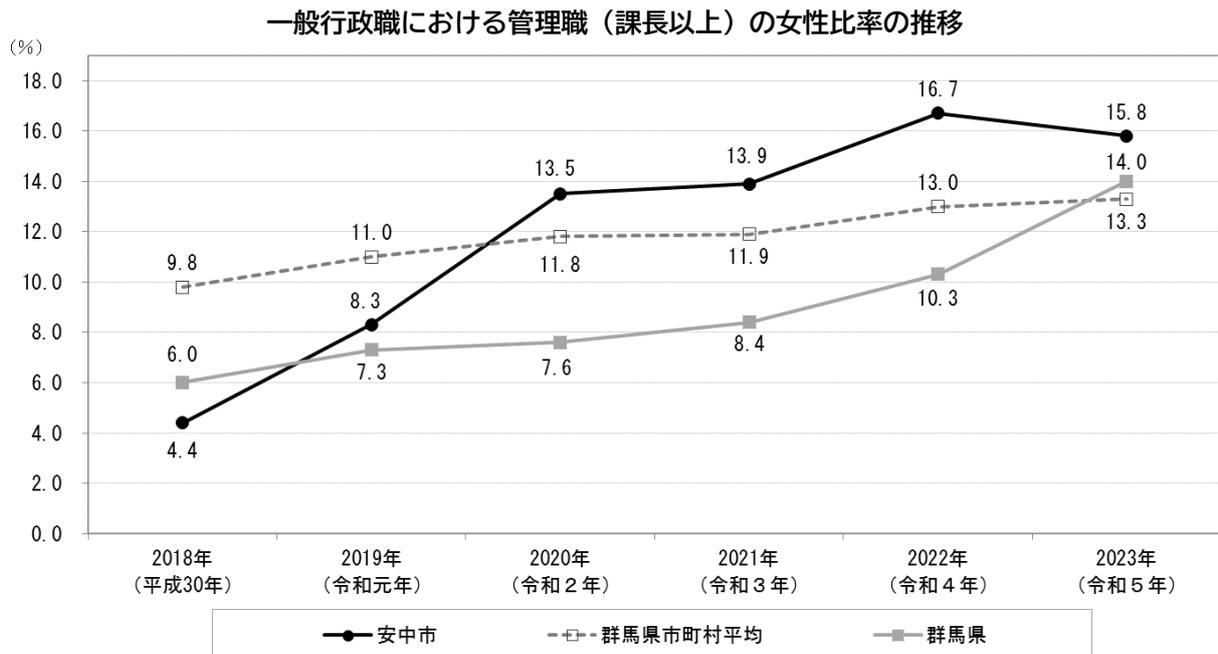
(5) 女性の参画の状況

■審議会等における女性委員の比率をみると、本市は増加傾向を続け、令和3年以降30%を超えて推移しています。ただし、群馬県市町村平均を上回っているものの、国や県と比較すると下回って推移しています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

■本市の一般行政職における管理職（課長以上）の女性比率をみると、平成30年では県や県内市町村平均を下回っていましたが、令和2年以降は10%を超えて推移しています。



※県については、本庁及び支庁・地方事務所合算値
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2 市民意識調査結果の概要

本計画を策定するにあたって、市民の男女共同参画に関する意識の実態を把握し、基礎資料とすることを目的として意識調査を実施しました。

(集計結果はすべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならないことがあります。)

(1) 調査概要

①調査対象：安中市在住の18歳以上の男女各1,000人（無作為抽出）

②調査期間：令和4年8月15日～8月31日

③調査方法：郵送による配布・回収

④回収結果：

	配布数	有効回収数	回収率
女性	1,000	442	44.2%
男性	1,000	317	31.7%
合計	2,000	771	38.6%

※合計には性別のその他・無回答を含む

⑤性別・年齢別の回答状況：

		配布数	回収数	回収率
女性	18～29歳	132	39	29.5%
	30～39歳	112	42	37.5%
	40～49歳	169	58	34.3%
	50～59歳	208	84	40.4%
	60～69歳	171	114	66.7%
	70歳以上	208	105	50.5%
男性	18～29歳	119	24	20.2%
	30～39歳	114	21	18.4%
	40～49歳	164	36	22.0%
	50～59歳	178	54	30.3%
	60～69歳	189	69	36.5%
	70歳以上	236	113	47.9%

参考：前回調査「安中市男女共同参画に関する市民意識調査」

①調査対象：安中市在住の18歳以上の男女各1,000人（無作為抽出）

②調査期間：平成30年7月1日～7月20日

③回収状況：有効回収数638件、有効回収率31.9%

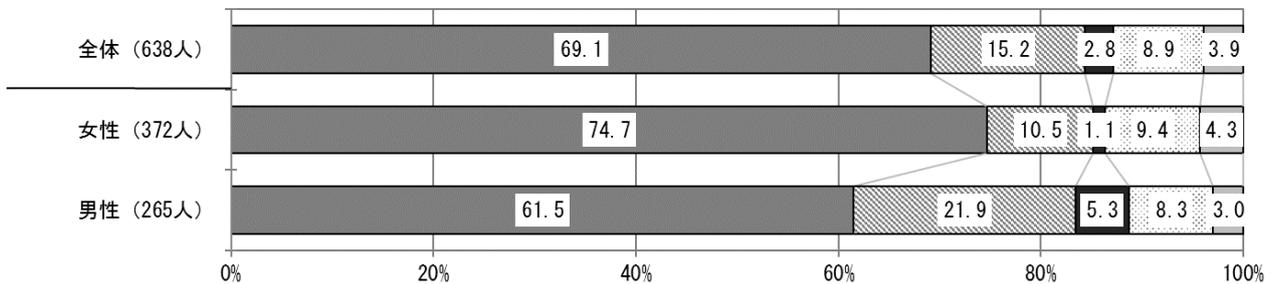
(2) 男女平等意識について

① 社会全体での男女平等意識

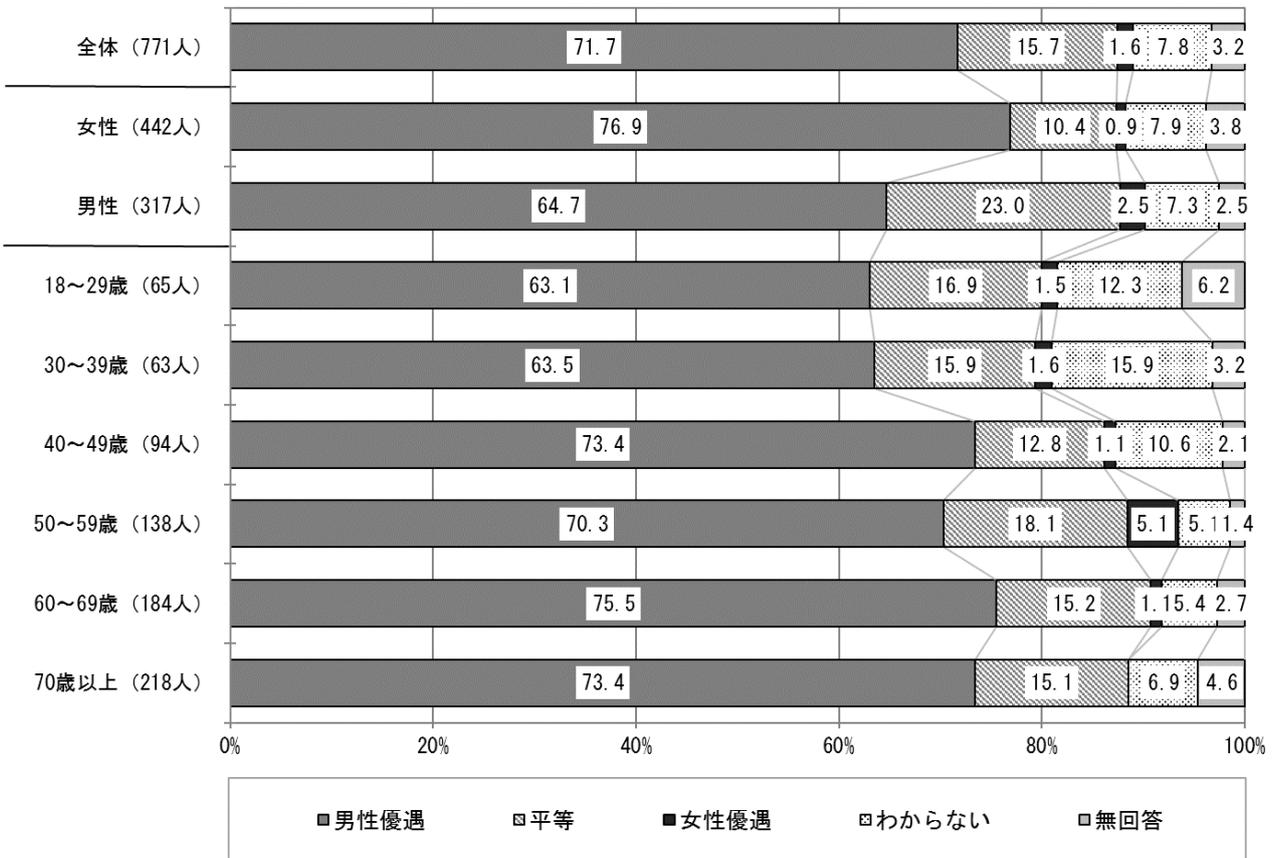
社会全体での男女平等意識についてみると、全体、男女、すべての年代で『男性優遇』が回答の6割以上を占めています。また、男性では「平等」と感じる割合が女性よりも12ポイント以上上回り、女性では『男性優遇』と感じる割合が男性よりも12ポイント以上上回っていて、性別によって男女平等意識に違いがみられます。

前回調査と比較すると、全体、男女ともに「平等」と感じる割合に大きな変化はなく、依然として不平等を感じる回答が多くなっています。

【前回調査】



【今回調査】



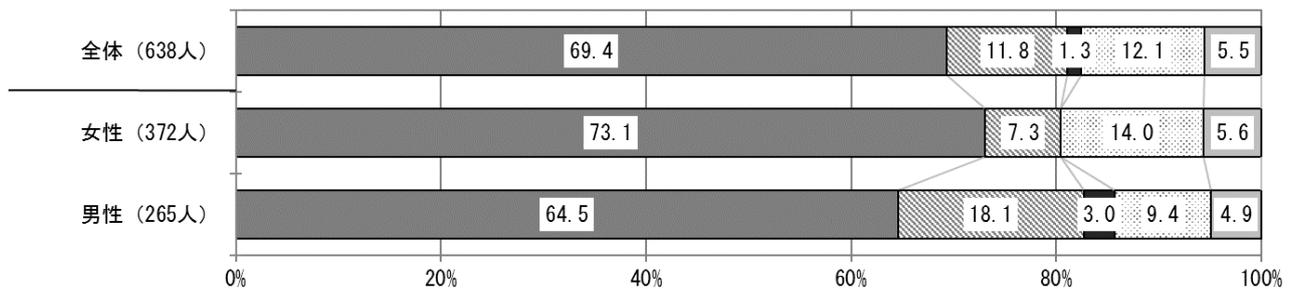
注) 『男性優遇』は「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた数値で、『女性優遇』は「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた数値です。

②政治の場での男女平等意識

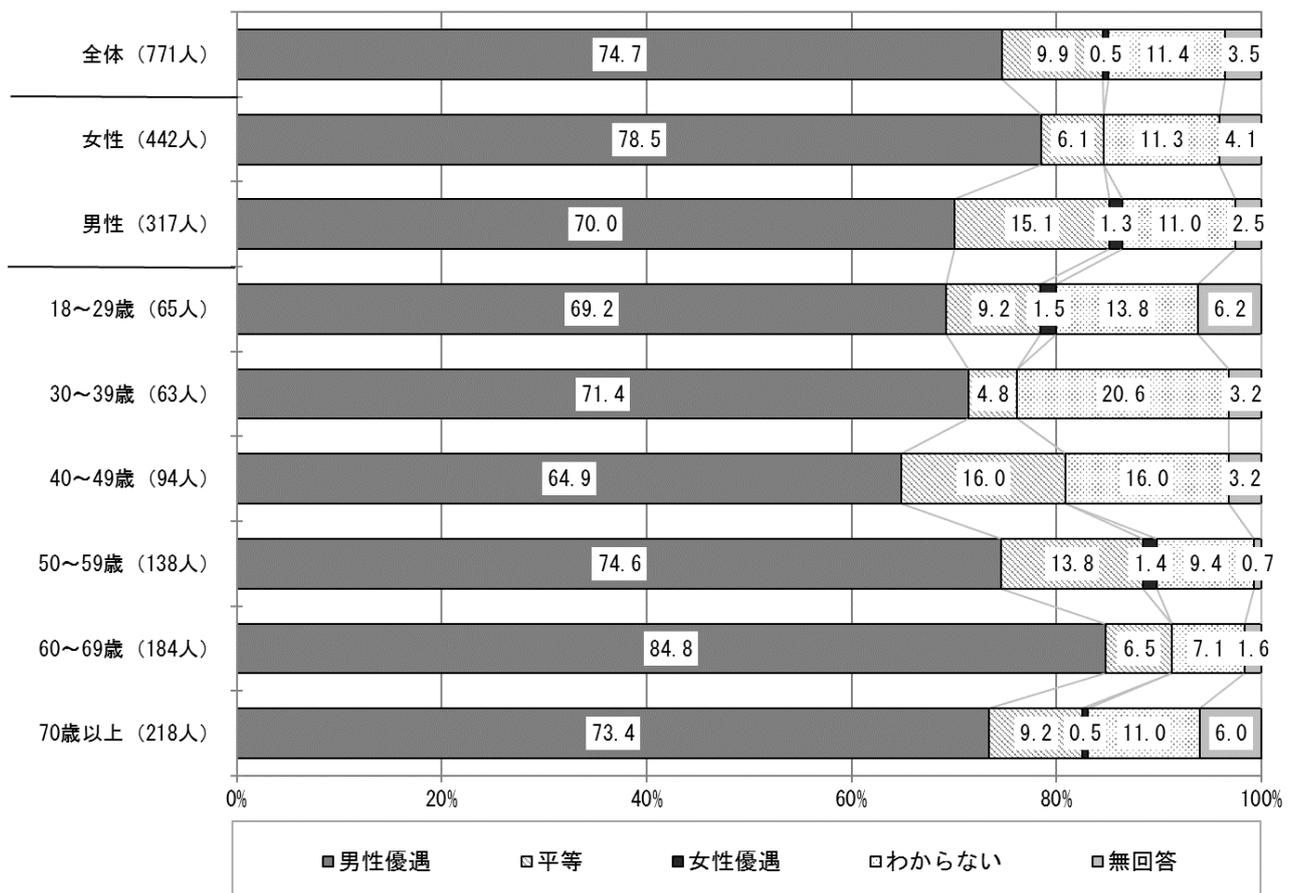
政治の場での男女平等意識については、全体、男女ともに『男性優遇』が7割以上を占め、前回調査に続き、政治の場がすべての調査項目の中で最も男性が優遇されていると感じる結果になりました。

また、性別でみると、女性では『男性優遇』と感じる割合が男性よりも8ポイント以上上回っています。

【前回調査】



【今回調査】

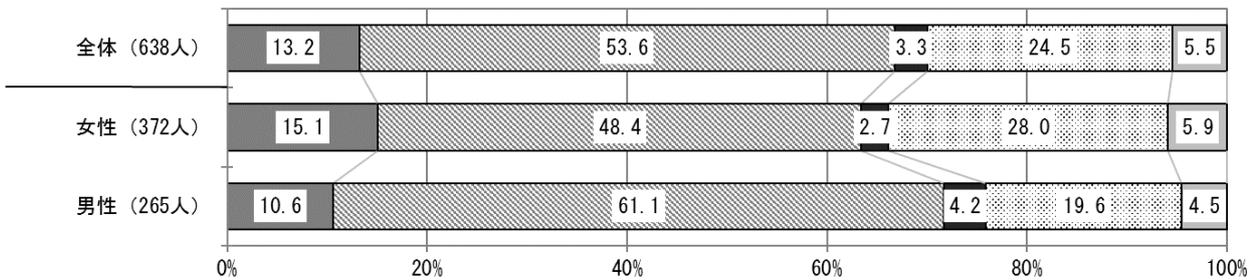


③学校教育の場での男女平等意識

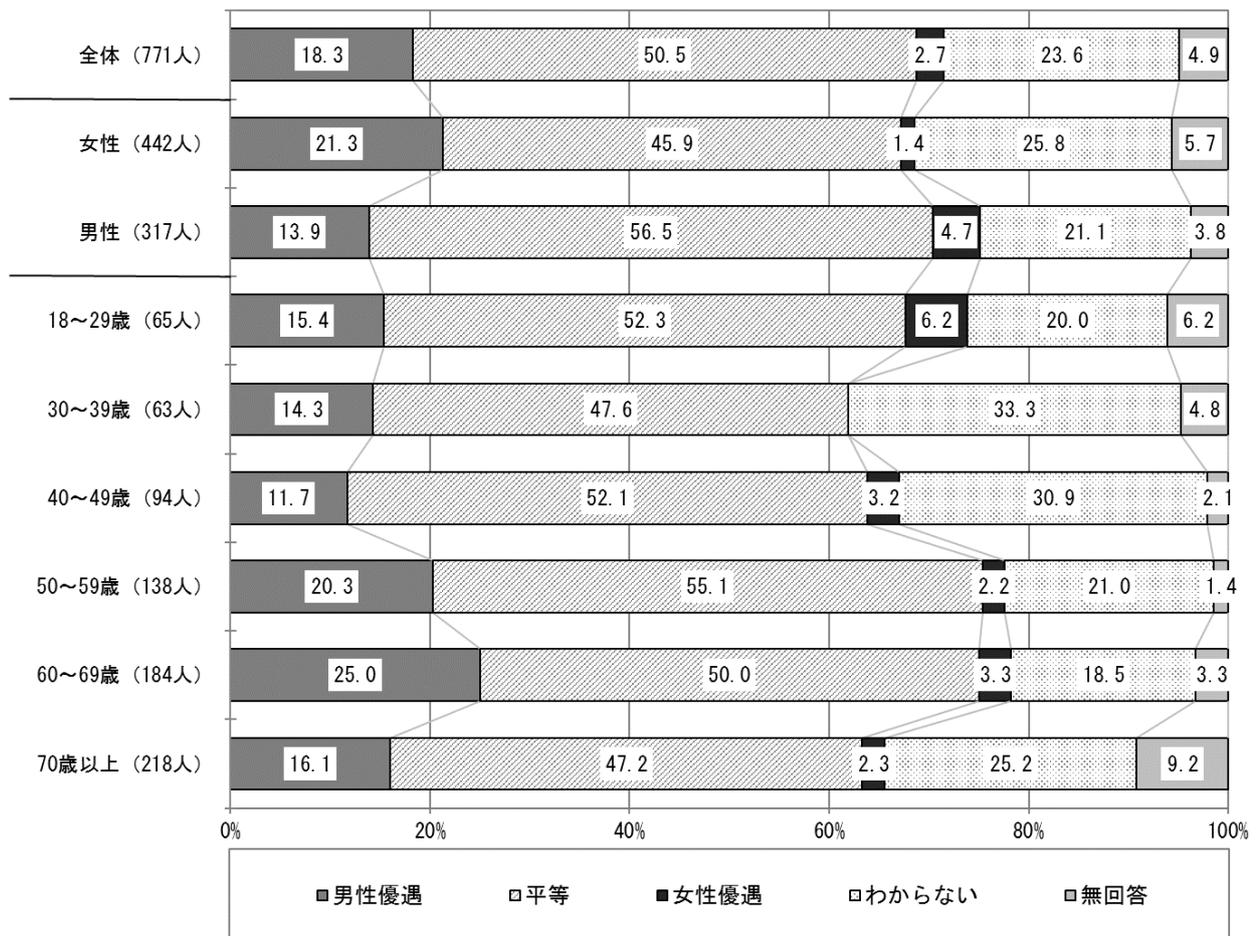
学校教育の場での男女平等意識については、全体、男女、すべての年代で「平等」が5割程度で最も多くなっていますが、前回調査と比較すると、全体、男女ともに「平等」が少なくなっています。

また、性別で見ると、男性では「平等」が56.5%で、女性を10ポイント以上上回っています。

【前回調査】



【今回調査】

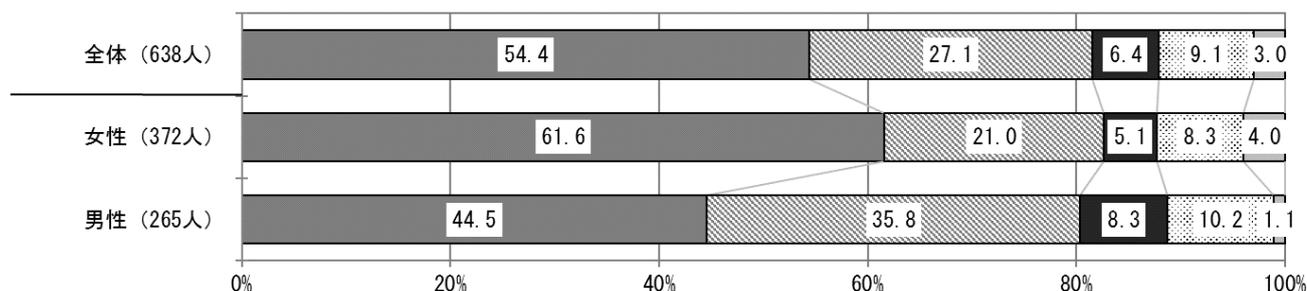


(3) 性別役割分担*について

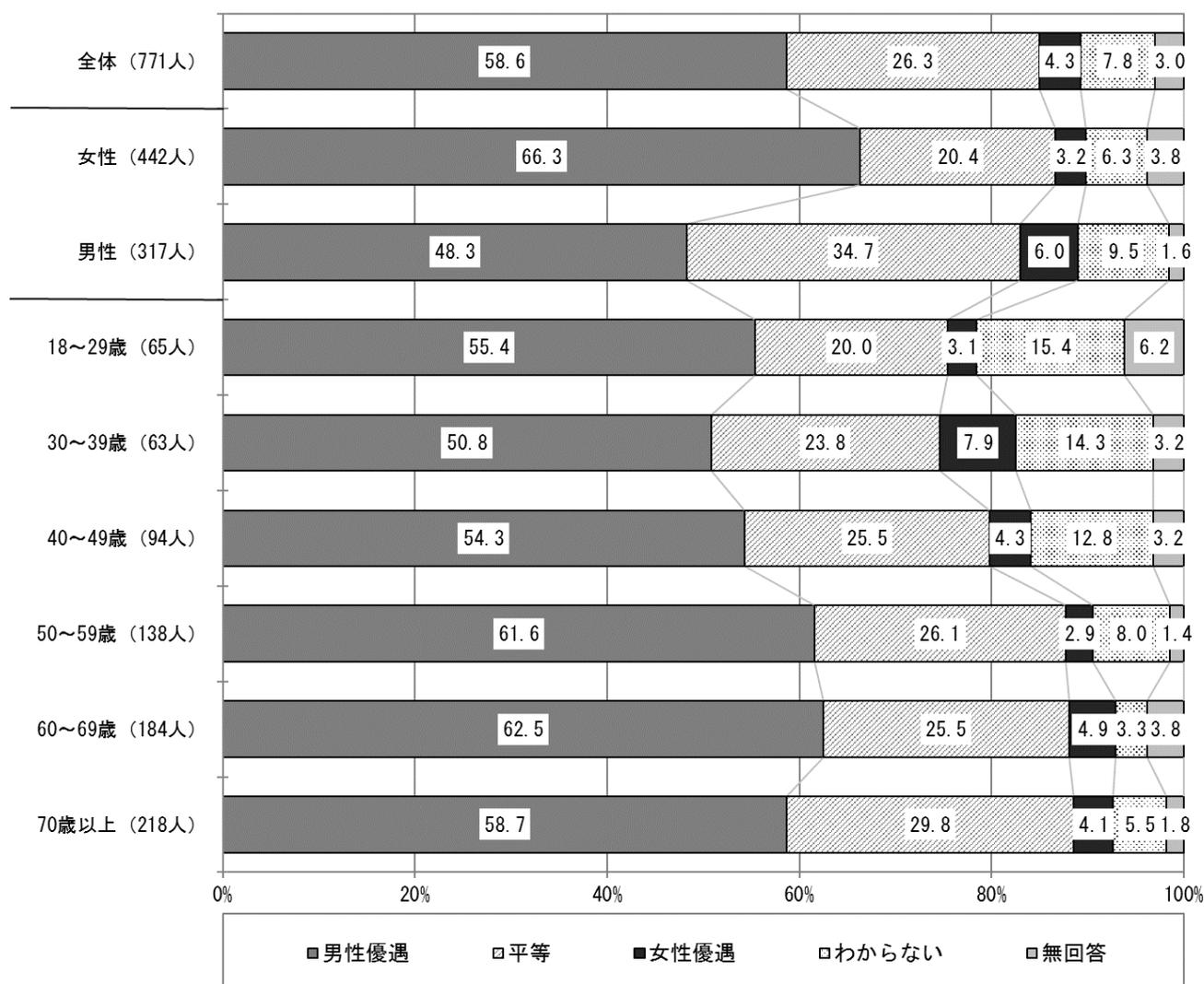
①家庭生活における男女平等意識

家庭生活における男女平等意識については、全体、男女ともに『男性優遇』が前回調査より増加し、全体では58.6%となっています。性別で見ると、女性では『男性優遇』が66.3%で男性を18ポイント上回っています。一方で、男性では『平等』が34.7%で女性を14ポイント以上上回り、平等意識に男女間の差があることがわかります。

【前回調査】



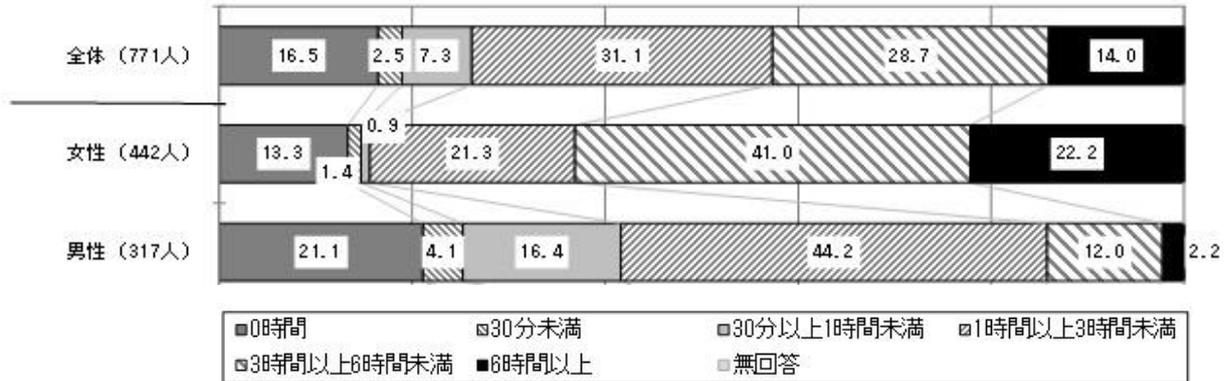
【今回調査】



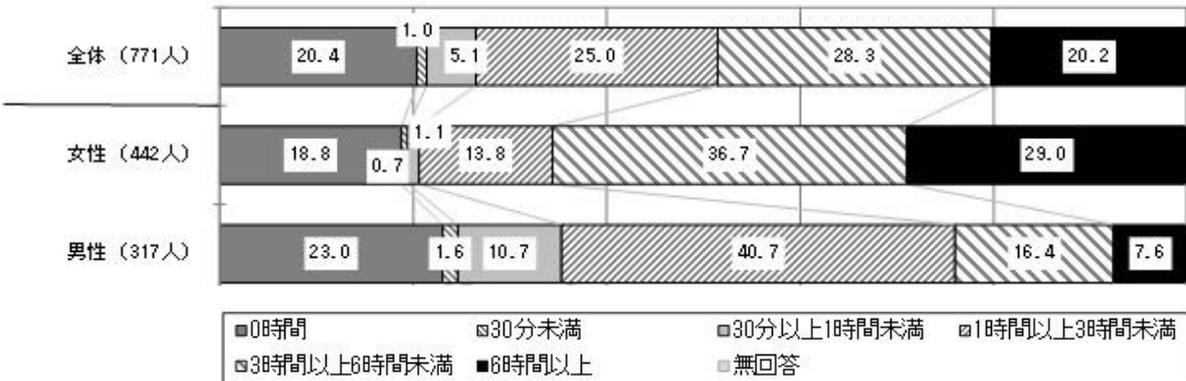
②家事・育児・介護に従事する時間

一日のうちで家事・育児・介護に従事する時間は、女性では平日・休日ともに「3時間以上6時間未満」が最も多く、男性では平日・休日ともに「1時間以上3時間未満」が最も多くなっています。前回調査と比較すると、男性が家事・育児・介護に従事する時間は増加したものの、女性が従事する時間は依然として多く、女性の負担軽減を進めることが必要となっています。

【平日】

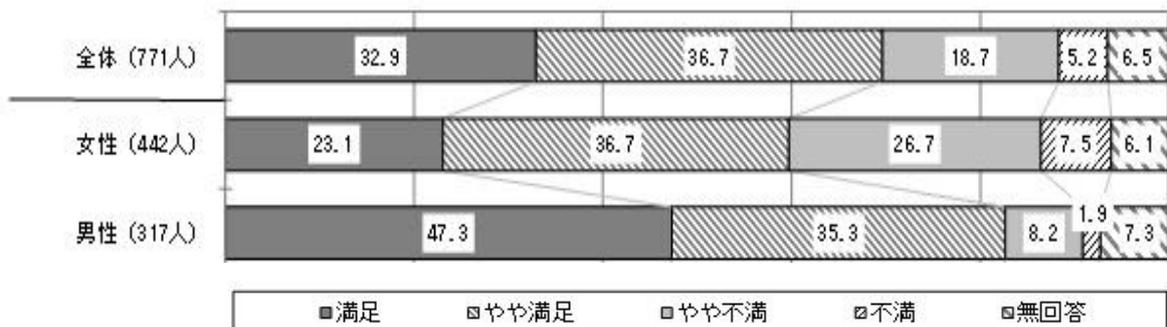


【休日】



③家庭生活における今の役割分担についての満足度

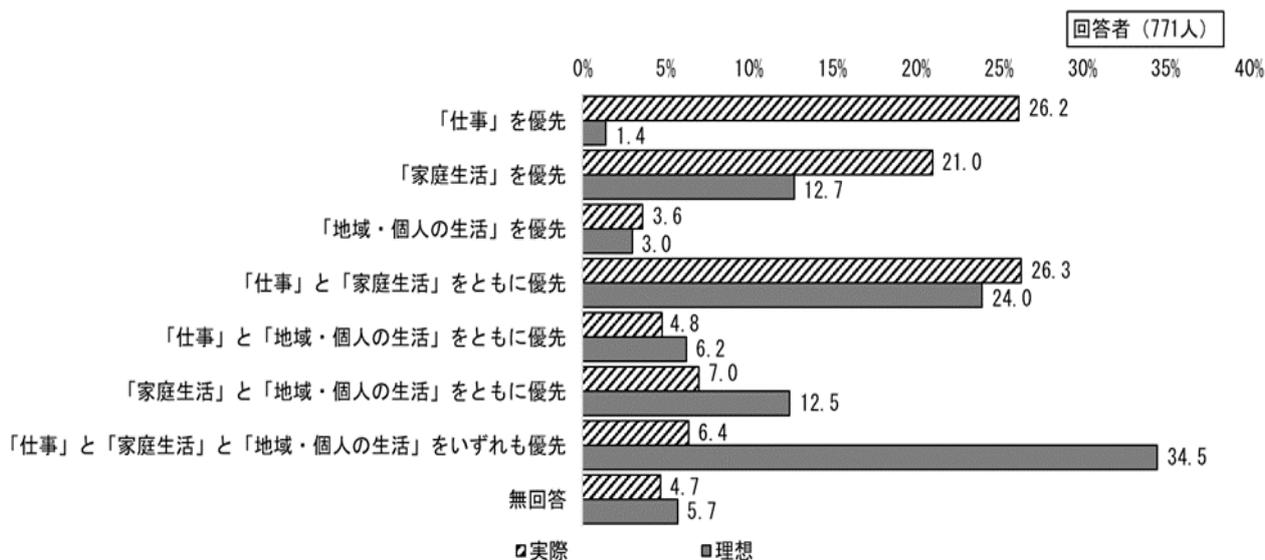
家庭生活における今の役割分担をどう思うかについては、全体で「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は7割ほどとなっていますが、性別で見ると、男性では『満足』が8割以上であるのに対し、女性では『満足』が6割ほどで、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満』が3割以上となっています。家庭生活における今の役割分担の満足度は、女性と男性で大きな差が見られます。



(4) 働き方について

①生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度

日常生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、実際の生活では、男性は「仕事」を優先、女性は「家庭生活」を優先がそれぞれ最も多くなっています。一方で、理想については男女ともに「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をいずれも優先が3割以上と最も多くなっていて、男女ともに「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」をいずれも優先させることが理想の生活であることがうかがえます。



	(%)			
	実際の生活		理想の生活	
	女性	男性	女性	男性
「仕事」を優先	22.2	32.2	1.4	1.6
「家庭生活」を優先	27.6	12.0	13.6	12.0
「地域・個人の生活」を優先	3.6	3.8	4.1	1.6
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	23.5	29.7	22.2	26.8
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	4.1	5.7	5.7	7.3
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	7.0	7.3	12.9	11.0
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をいずれも優先	5.7	6.9	33.7	35.3
無回答	6.3	2.5	6.6	4.4

②女性の働き方について

女性が職業をもつことについては、全体、男女ともに「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」が最も多くなっていますが、女性では55.7%で男性の44.5%を11ポイント以上上回っています。また、男性では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が33.8%で、女性より12ポイント以上上回っていて、女性が職業をもち続けることに、女性と男性で意識に差があることがわかります。

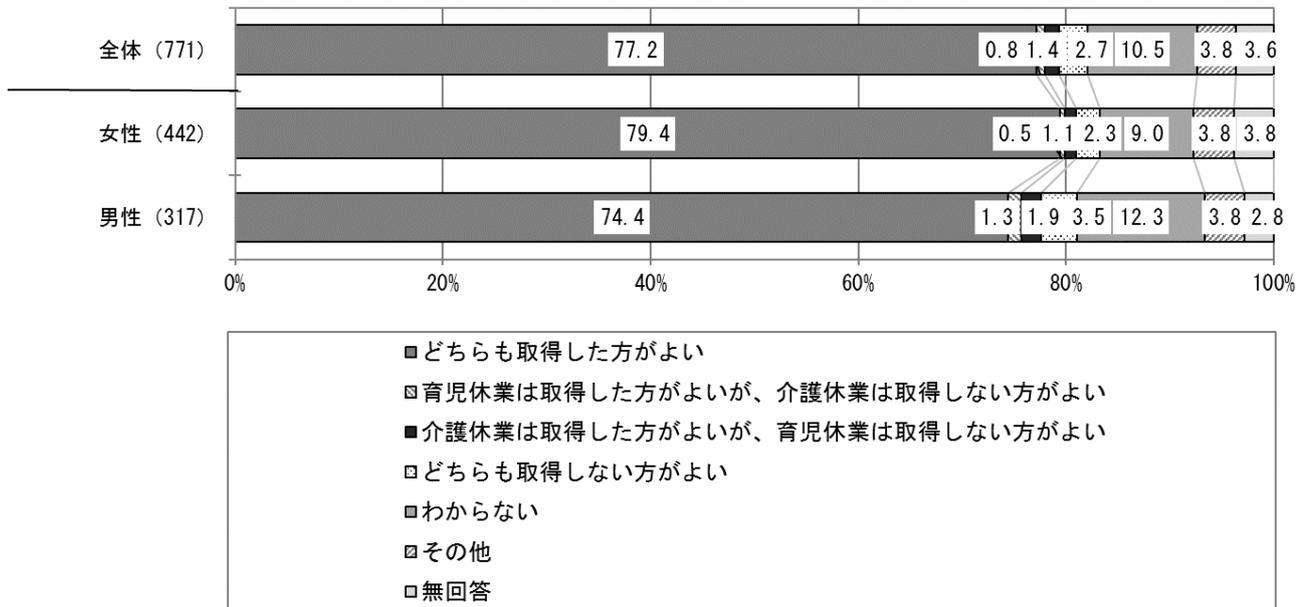
前回調査と比較すると、女性では「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」が13ポイント増加し、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は11ポイント以上減少していて、女性が職業をもち続けることへ意識が変化していることがうかがえます。



③男性の育児・介護休業について

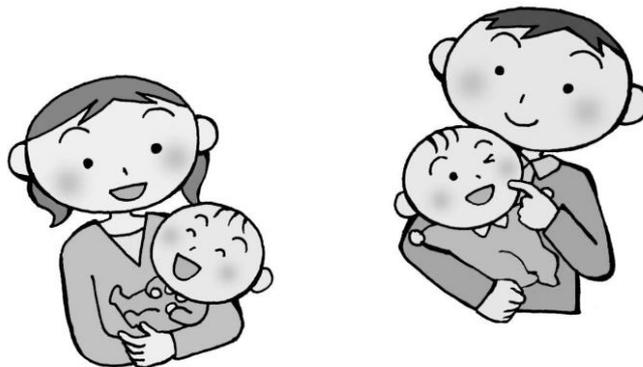
男性が育児休業や介護休業を取得することについては、全体、男女ともに「どちらも取得した方がよい」が7割を超えて最も多くなっています。

しかし、育児休業制度を利用したことがある男性は2.5%、介護休業制度を利用したことがある男性は1.3%でどちらも低い割合となっています。



(%)

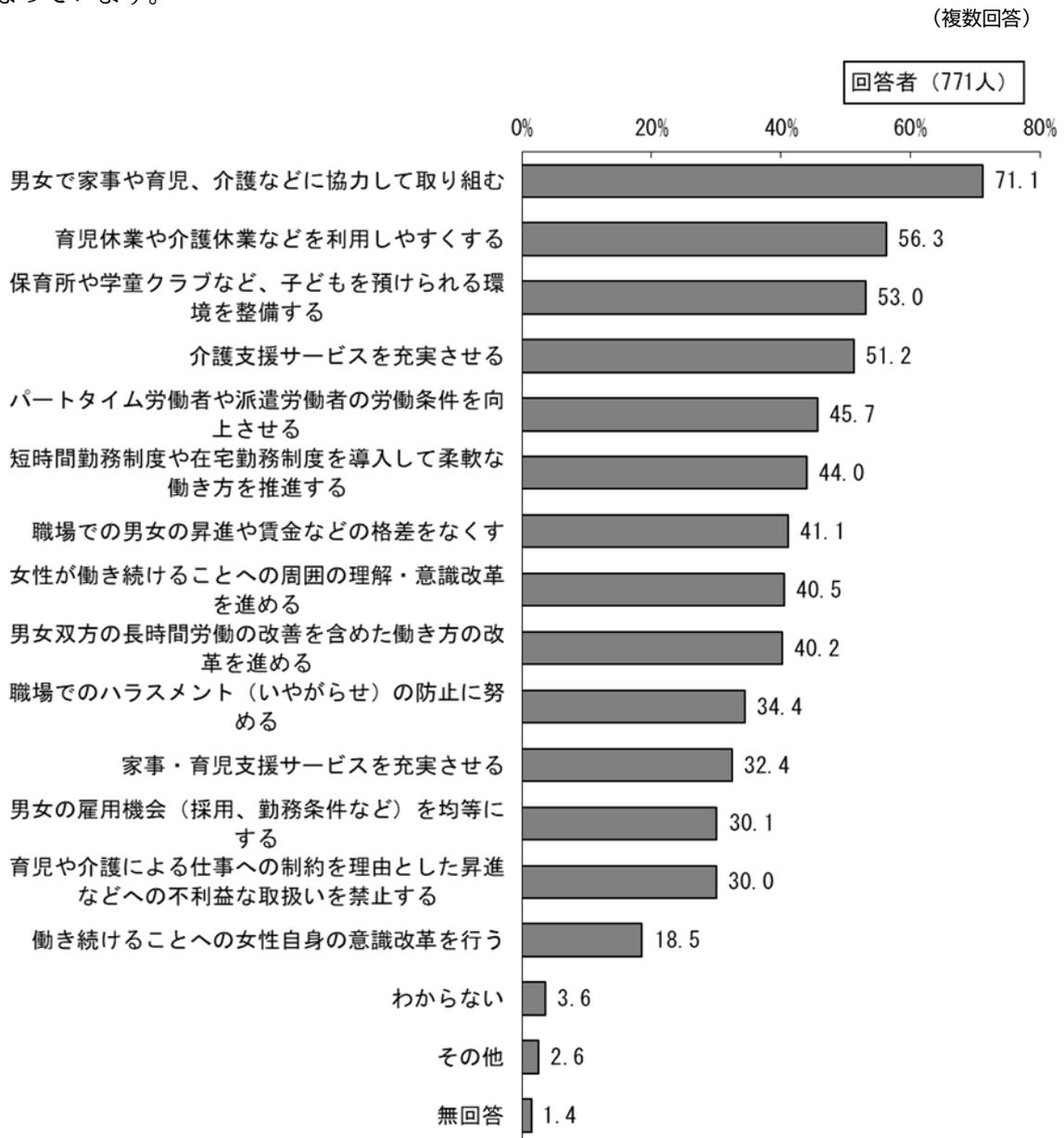
		利用したことがある	利用する機会はあったが、利用しなかった	必要になったことがないので、利用したことはない	そのような制度を活用しにくい職場であるため、利用できなかった	そのような制度があることを知らなかったため、利用できなかった	働いていた当時そのような制度がなかった
育児休業	女性	9.5	2.3	31.4	4.8	2.5	39.8
	男性	2.5	6.0	37.5	6.9	2.2	36.9
介護休業	女性	0.9	3.8	51.6	2.3	3.8	28.7
	男性	1.3	6.9	50.2	3.8	3.2	26.8



④男女がともに働きやすい社会環境について

男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、全体、男女ともに6割以上が「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」を選択し、次いで、女性では「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」、男性では「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境を整備する」がこれに続いています。

前回調査と比較すると、「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」が10ポイント以上多くなっています。



(%)

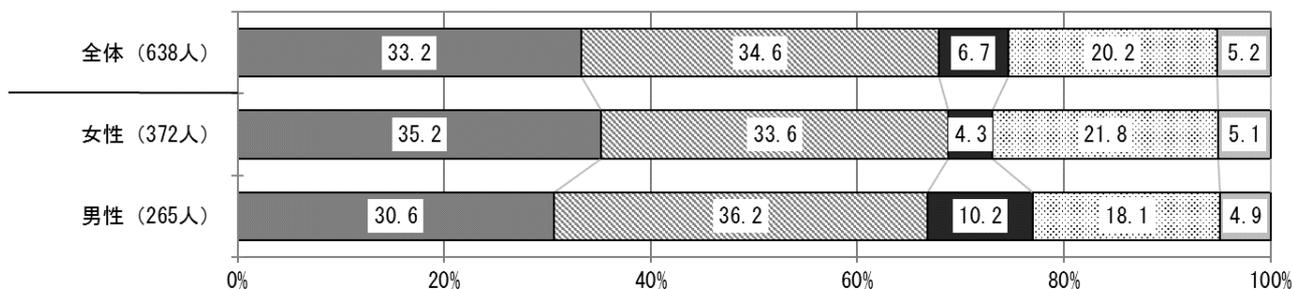
	前回調査	今回調査
男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	62.4	71.1
育児休業や介護休業などを利用しやすくする	45.6	56.3
保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境を整備する	49.5	53.0

(5) 社会活動・地域活動について

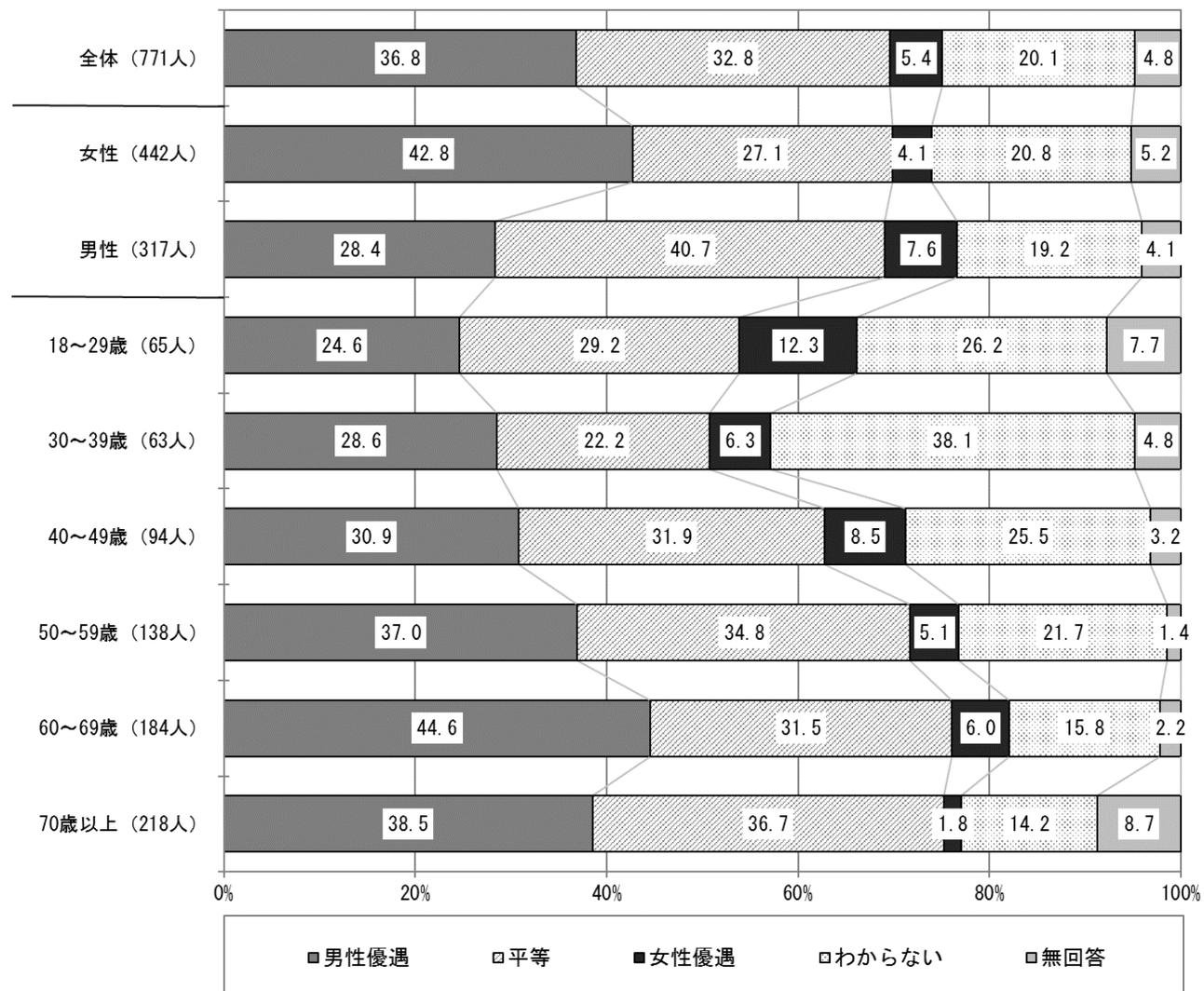
①地域活動の場での男女平等意識

地域活動の場での男女平等意識については、全体、男性では「平等」が最も多くなっていますが、女性では『男性優遇』が「平等」よりも15ポイント以上上回っています。

【前回調査】

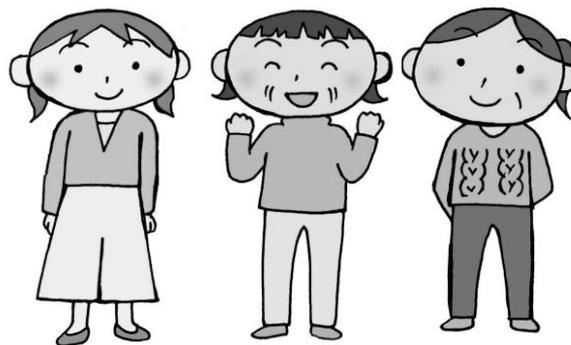
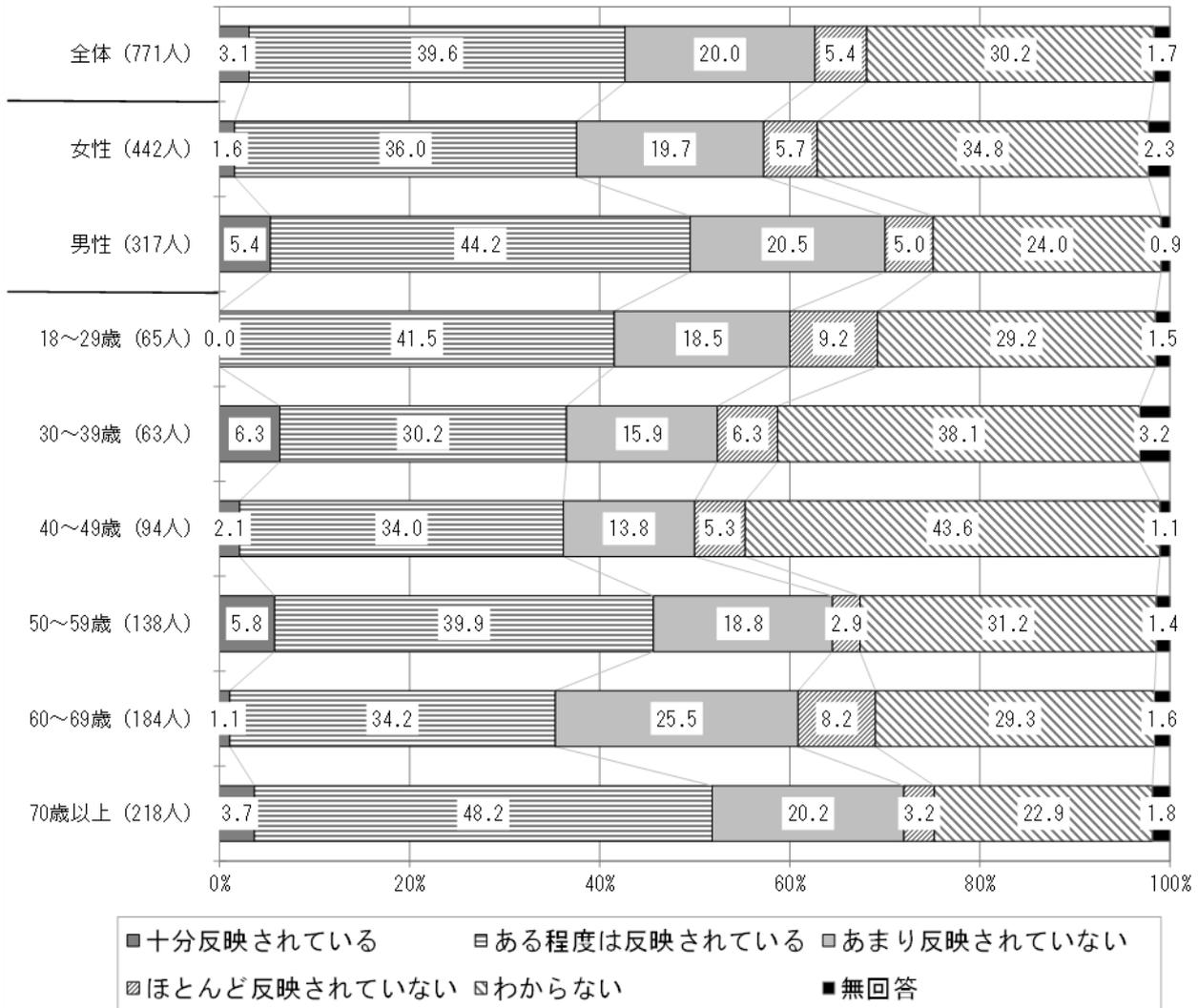


【今回調査】



②女性の意見が地域の活動や生活に反映されているかについて

女性の意見が地域の活動や生活に反映されているかについては、全体では「十分反映されている」と「ある程度は反映されている」を合わせた『反映されている』が42.7%となっていますが、前回調査と比較すると、6ポイント以上少なくなっています。性別で見ると、男性では『反映されている』が49.6%で、女性の回答を12ポイント上回っていて、男性と女性で意識に差があることがわかります。



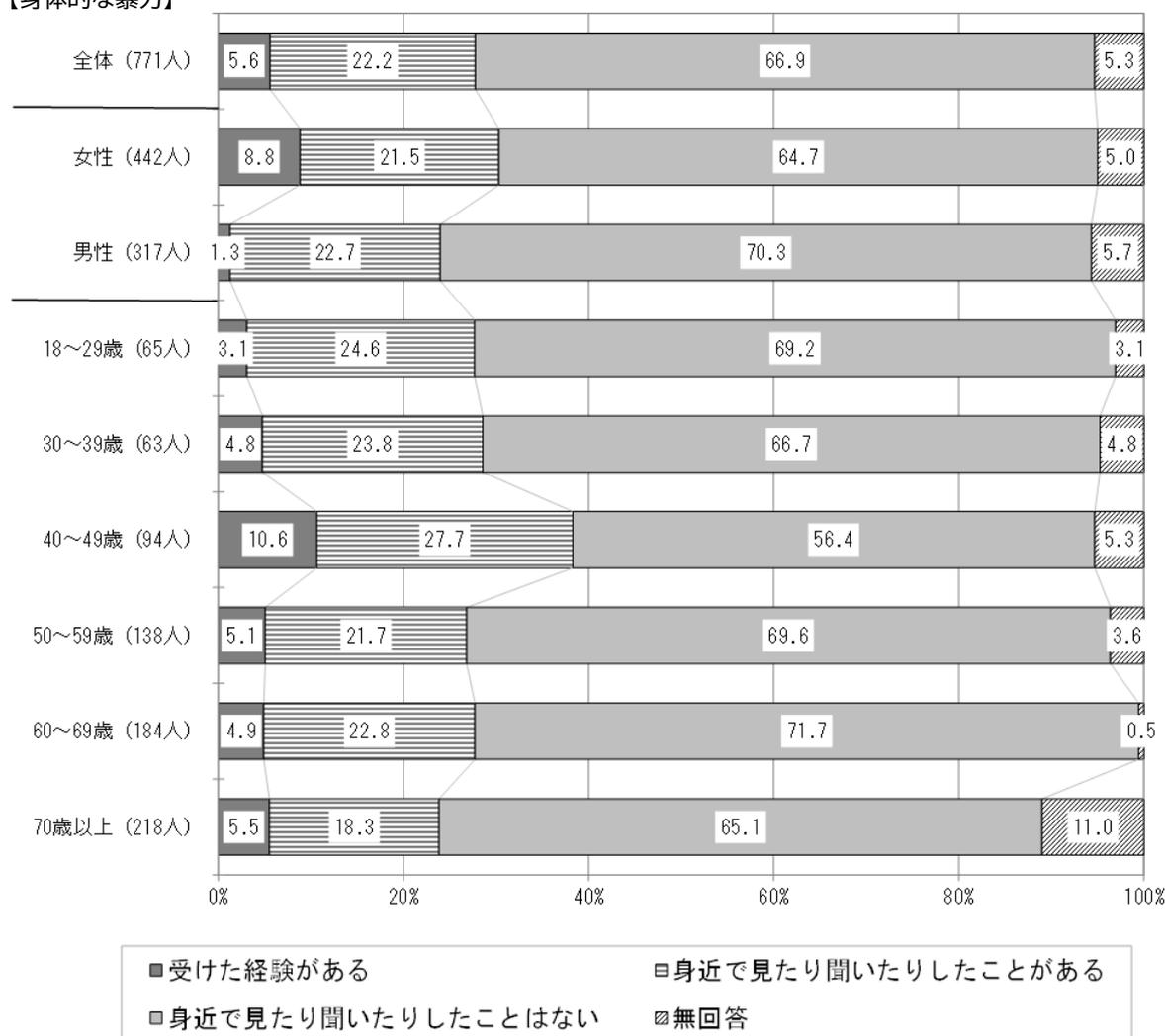
(6) DV* (配偶者等からの暴力) 等について

①DV被害の経験

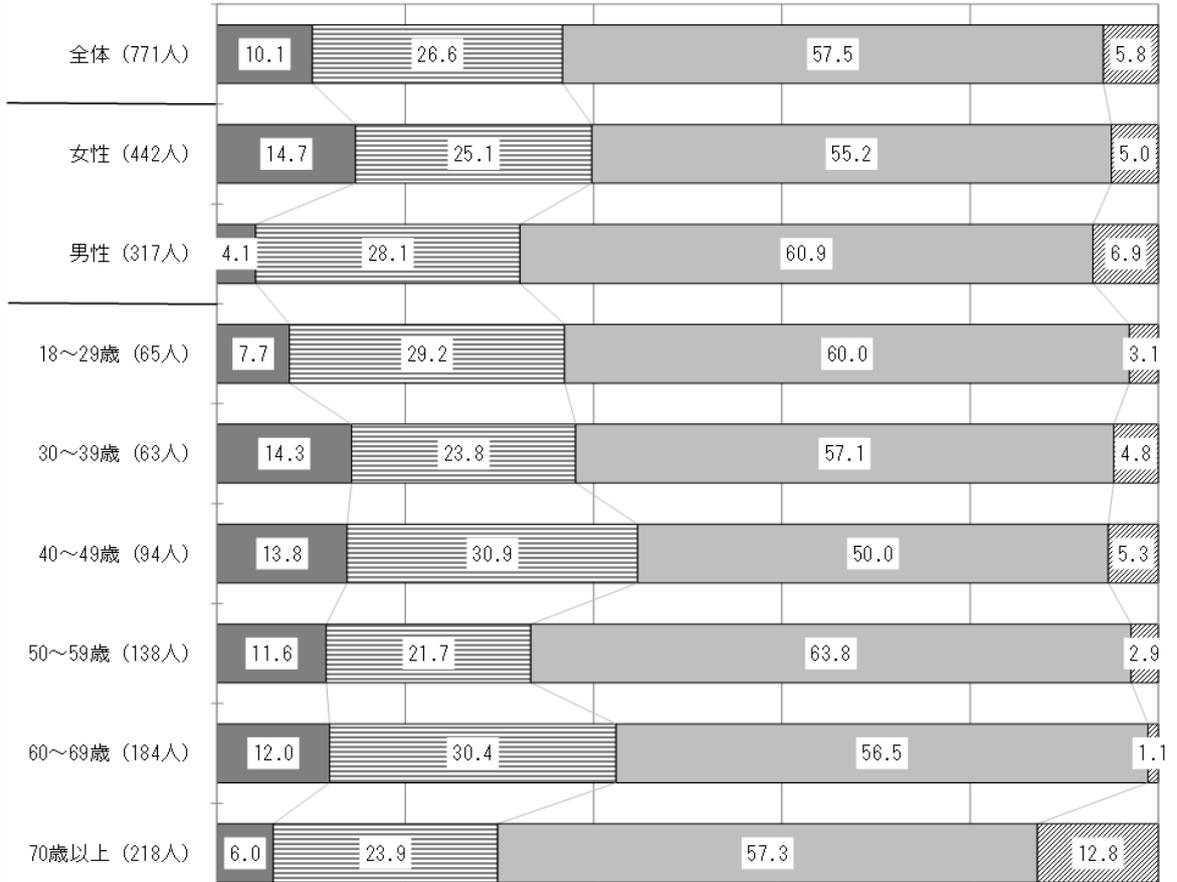
DV被害のうち身体的な暴力、精神的な暴力については、全体、男女とも「身近で見たり聞いたりしたことがある」が回答の2割以上を占めています。女性では、身体的な暴力を「受けた経験がある」が8.8%、精神的な暴力を「受けた経験がある」が14.7%で、いずれも男性より高い割合になっています。

年代別で見ると、40歳代では身体的な暴力を「受けた経験がある」が他の年代に比べて多く1割を超えています。また、精神的な暴力を「受けた経験がある」は30歳代から60歳代にかけて1割を超えています。

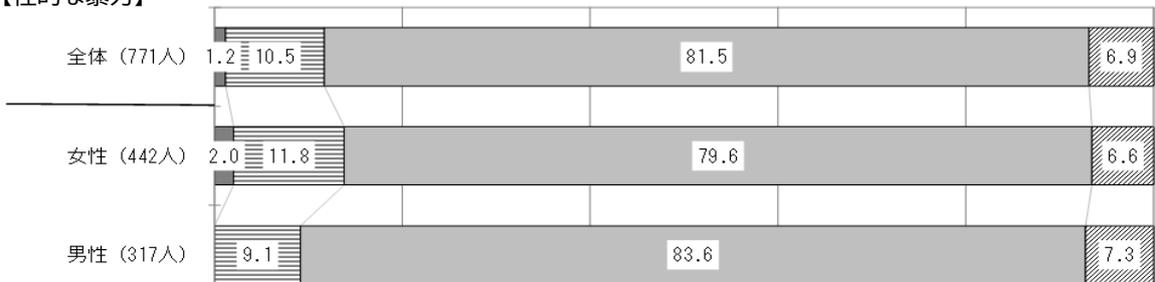
【身体的な暴力】



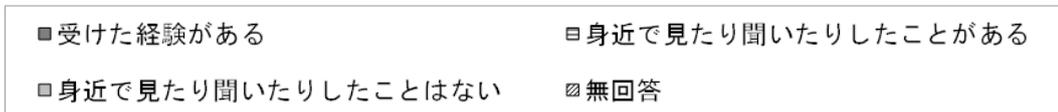
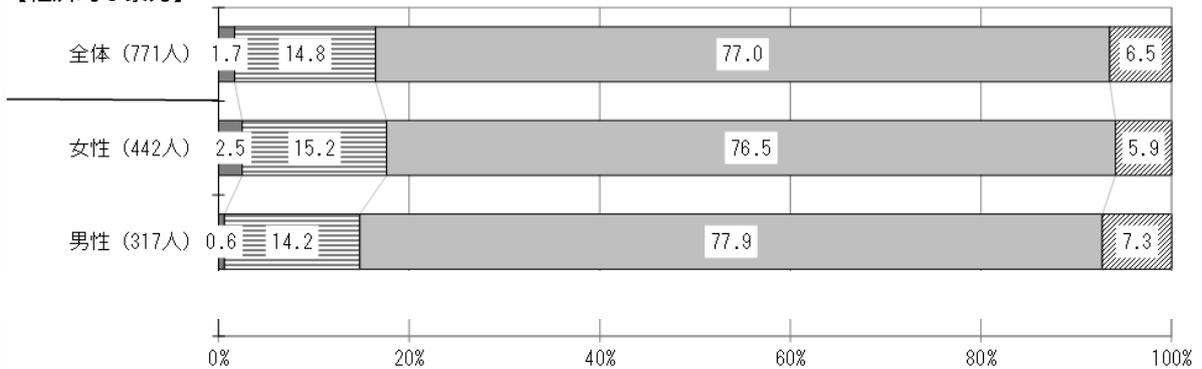
【精神的な暴力】



【性的な暴力】

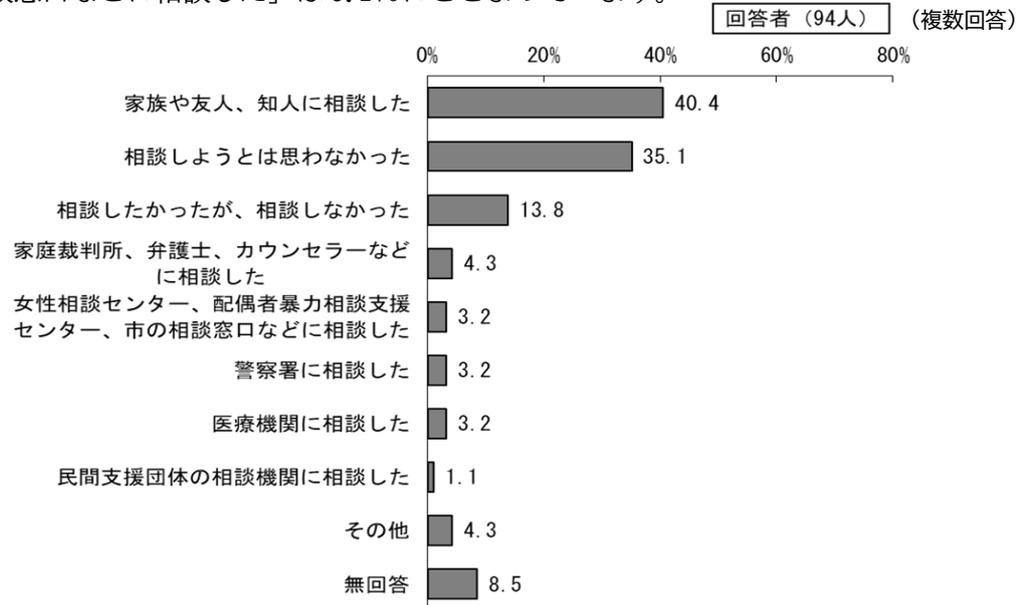


【経済的な暴力】



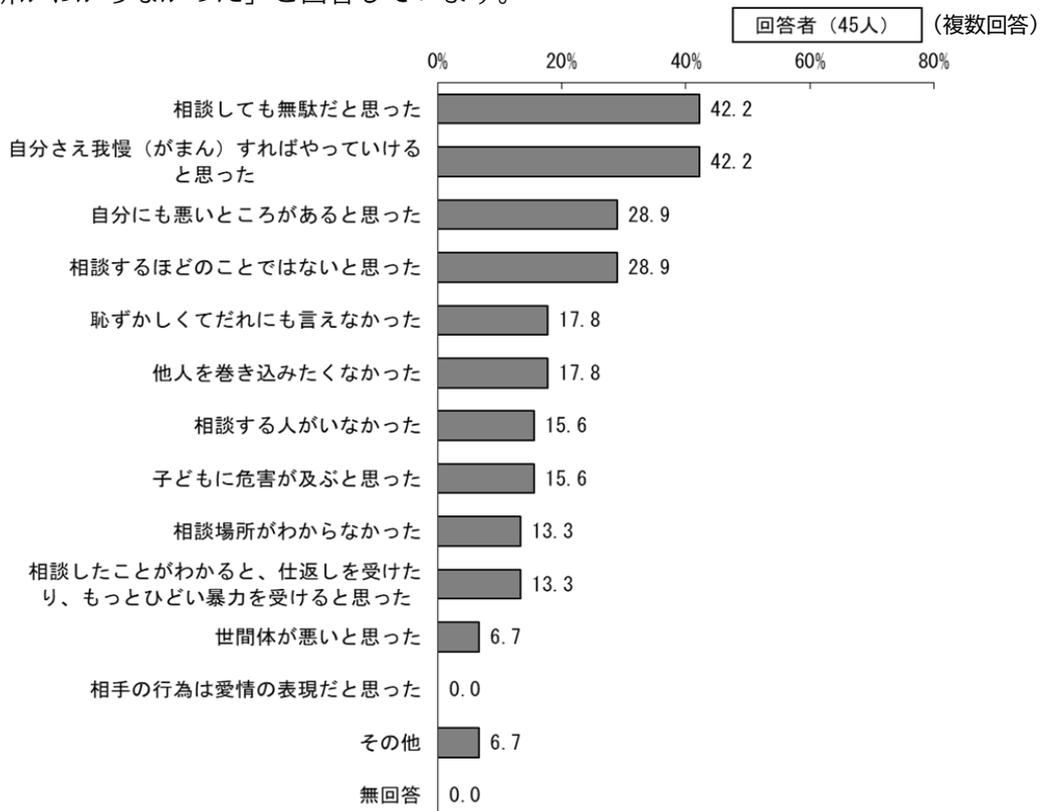
②DV*被害の相談状況

DV被害を受けた経験のある人の相談状況についてみると、全体では「家族や友人、知人に相談した」が40.4%で最も多く、次いで「相談しようとは思わなかった」、「相談したかったが、相談しなかった」となっています。公的機関の「女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター*、市の相談窓口などに相談した」は3.2%にとどまっています。



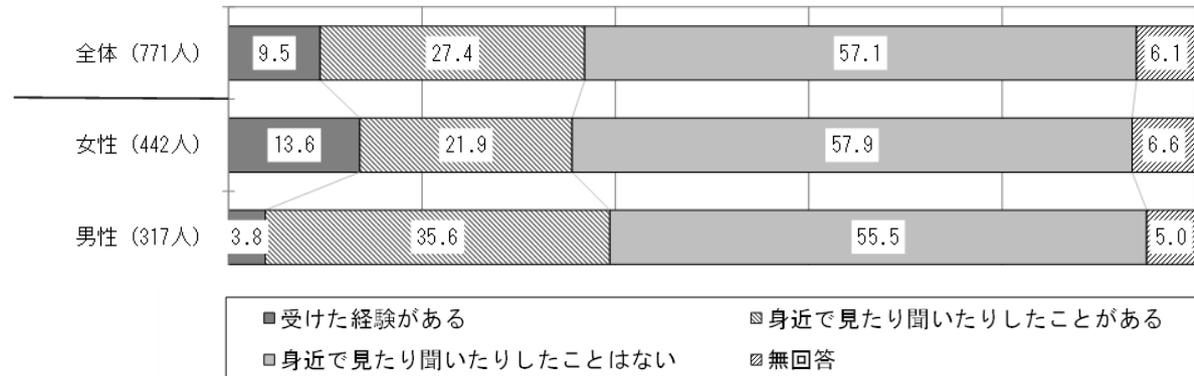
③DV被害を相談しなかった理由

DV被害を受けながら相談をしなかった理由についてみると、4割以上が「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢（がまん）すればやっていけるといった」、「相談場所がわからなかった」と回答しています。



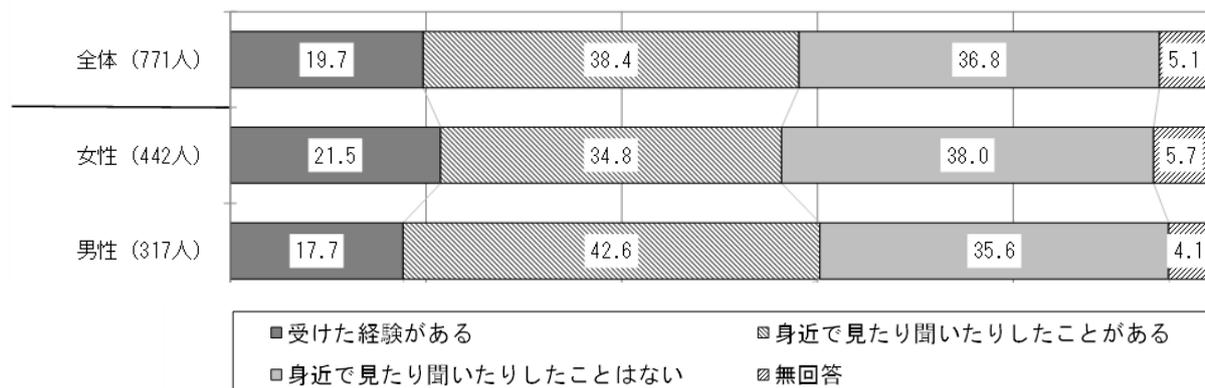
④セクシュアル・ハラスメント*の被害経験

セクシュアル・ハラスメントについては、女性では「を受けた経験がある」が13.6%で、男性を10ポイント近く上回っています。



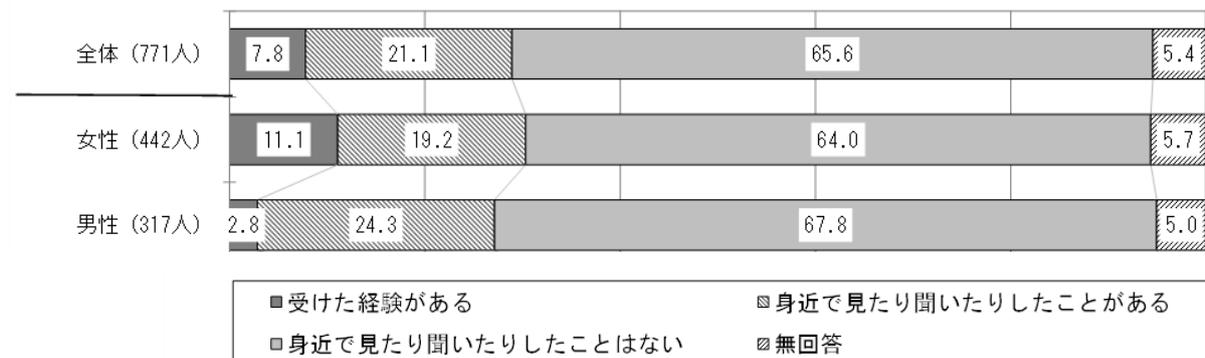
⑤パワー・ハラスメント*の被害経験

パワー・ハラスメントについては、「を受けた経験がある」が約2割で、「身近で見たり聞いたりしたことがある」は4割近くになっています。



⑥ストーカー行為の被害経験

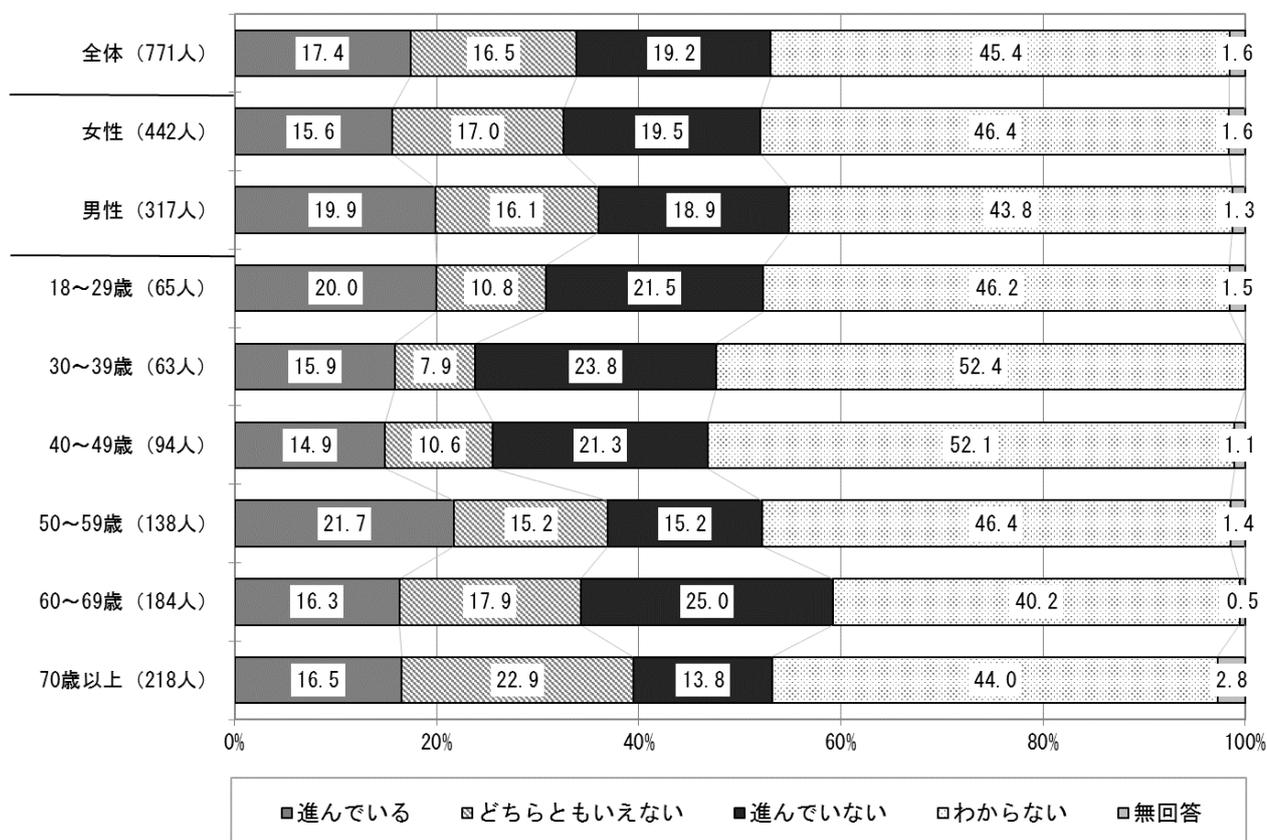
ストーカー行為については、女性では「を受けた経験がある」が11.1%で、男性を8ポイント以上上回っています。



(7) 男女共同参画社会*について

①安中市の男女共同参画社会づくり

数年前と比べて、安中市の男女共同参画の社会づくりは進んでいるかについては、『進んでいる』が17.4%、『進んでいない』が19.2%となっています。

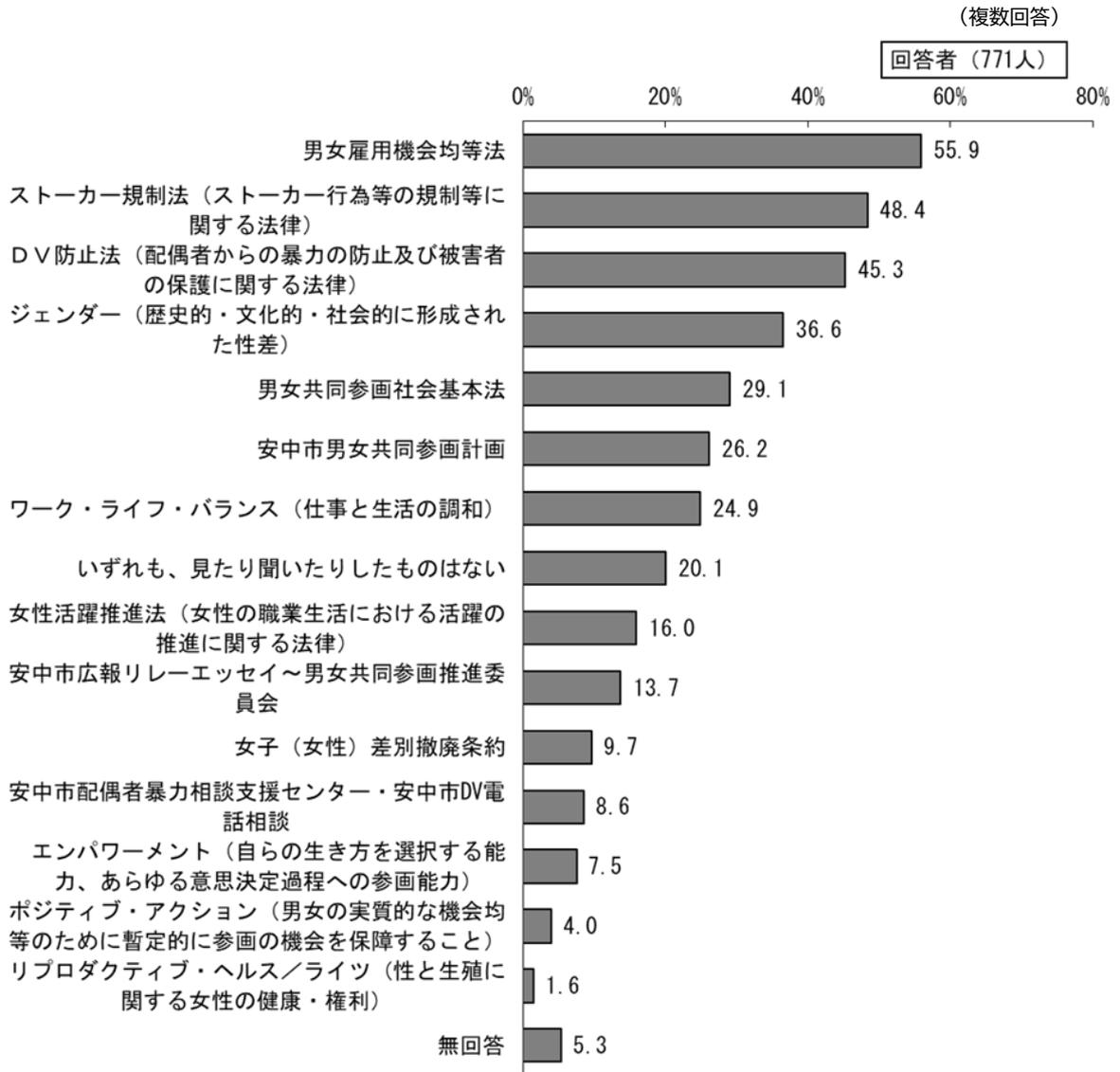


注) 『進んでいる』は「進んでいる」と「少しは進んでいる」を合わせた数値で、『進んでいない』は「あまり進んでいない」と「進んでいない」を合わせた数値です。



②男女共同参画に関する法律や言葉、市の取組で見たり聞いたりしたことのあるもの

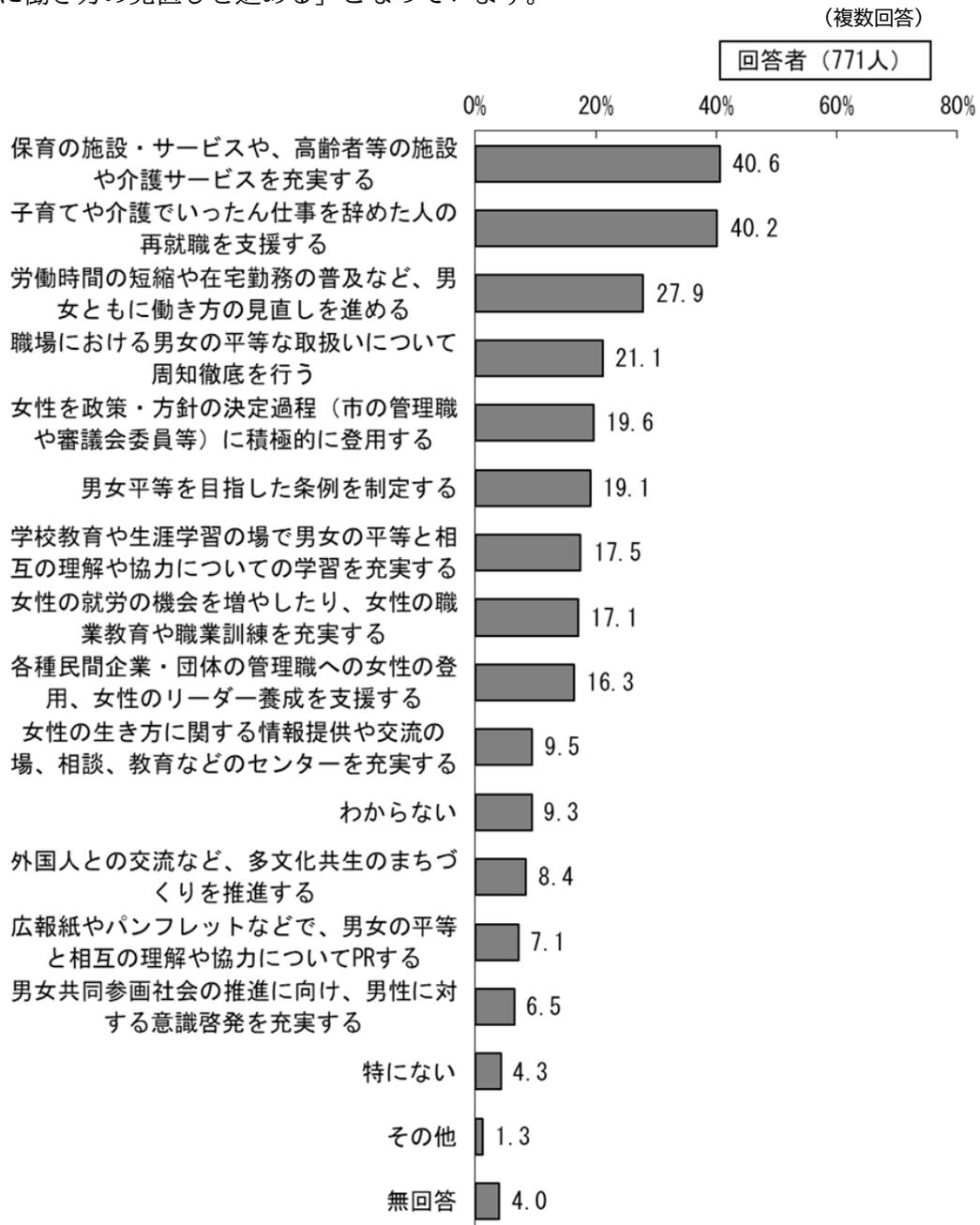
男女共同参画に関する法律や言葉、市の取組について見たり聞いたりしたことがあるかについては、「男女雇用機会均等法*」が半数以上を占め、次いで、「ストーカー規制法*」「DV防止法*」が多くなっています。前回調査と比較して、「ジェンダー*」は12.9ポイント、「DV防止法」は8.9ポイント高くなっています。また、「ジェンダー」、「安中市男女共同参画計画」については、前回調査と同様に女性の認知度が高くなっています。



	(%)	
	前回調査	今回調査
ジェンダー (歴史的・文化的・社会的に形成された性差)	23.7	36.6
DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	36.4	45.3
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	9.9	16.0

③男女共同参画社会*の実現に向けて重点をおくべき施策

男女共同参画社会の実現に向けて本市が重点をおくべき施策については、4割以上が「保育の施設・サービスや、高齢者等の施設や介護サービスを充実する」、「子育てや介護でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」を選択し、次いで「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女ともに働き方の見直しを進める」となっています。



3 事業者意識調査結果の概要

本計画を策定するにあたって、本市における事業所等の男女共同参画に関する意識の実態を把握し、基礎資料とすることを目的として意識調査を実施しました。

(1) 調査概要

①調査対象：従業員数 10 人以上の市内事業所 100 社（無作為抽出）

②調査期間：令和 4 年 9 月 13 日～9 月 28 日

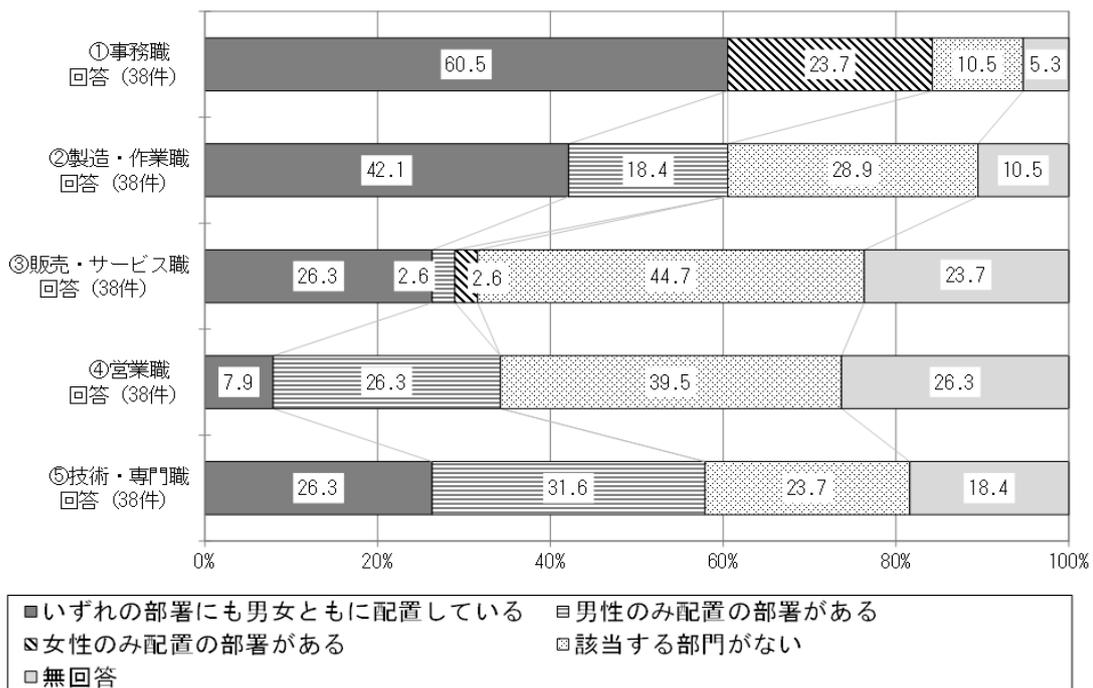
③調査方法：郵送による配布・回収

④回収結果：

配布数	有効回収数	回収率	業種の内訳
100	38	38.0%	製造業 42.1%
			建設業 13.2%
			卸売・小売業 10.5%
			情報通信・運輸業 7.9%
			医療、福祉業 7.9%
			サービス業 7.9%
			電気・ガス・熱供給業 2.6%
			金融・保険業 2.6%
			飲食・宿泊業 2.6%
			その他 2.6%

(2) 調査結果の概要

①事業所の部門における男女の配置状況



事業所の部門における男女の配置状況については、①事務職、②製造・作業職では「いずれの部署にも男女ともに配置している」が最も多くなっています。一方で、④営業職、⑤技術・専門職では「男性のみの配置の部署がある」が3割ほどを占めています。

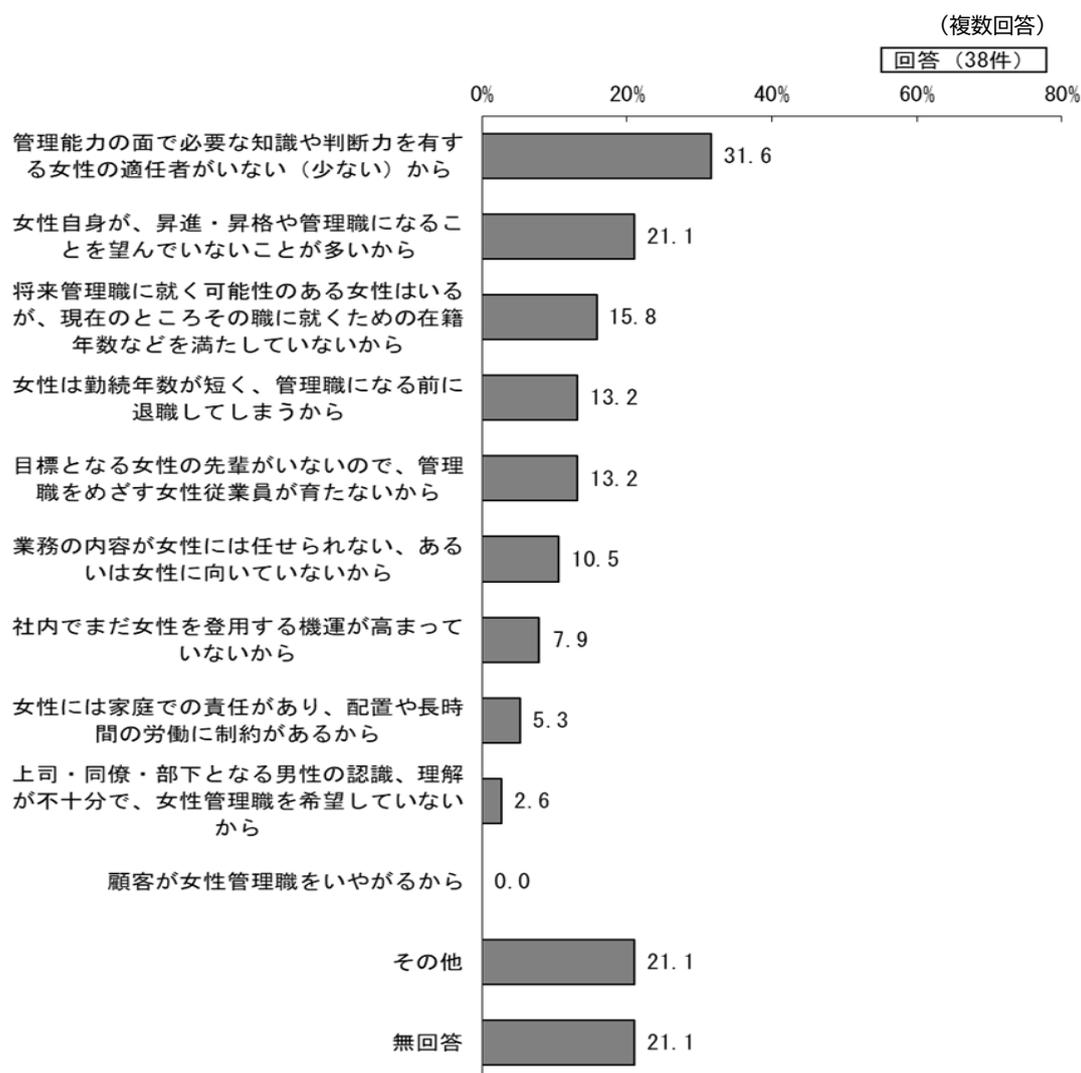
②係長以上の女性の管理職の状況

係長以上の女性の管理職の比率は、役員・事業主では18.3%となっていますが、他の管理職では1割に満たない比率となっています。

区分	管理職(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
役員・事業主	82	15	18.3
部長相当職	246	1	0.4
課長相当職	297	17	5.7
係長相当職	501	39	7.8
合計	1,126	71	6.3

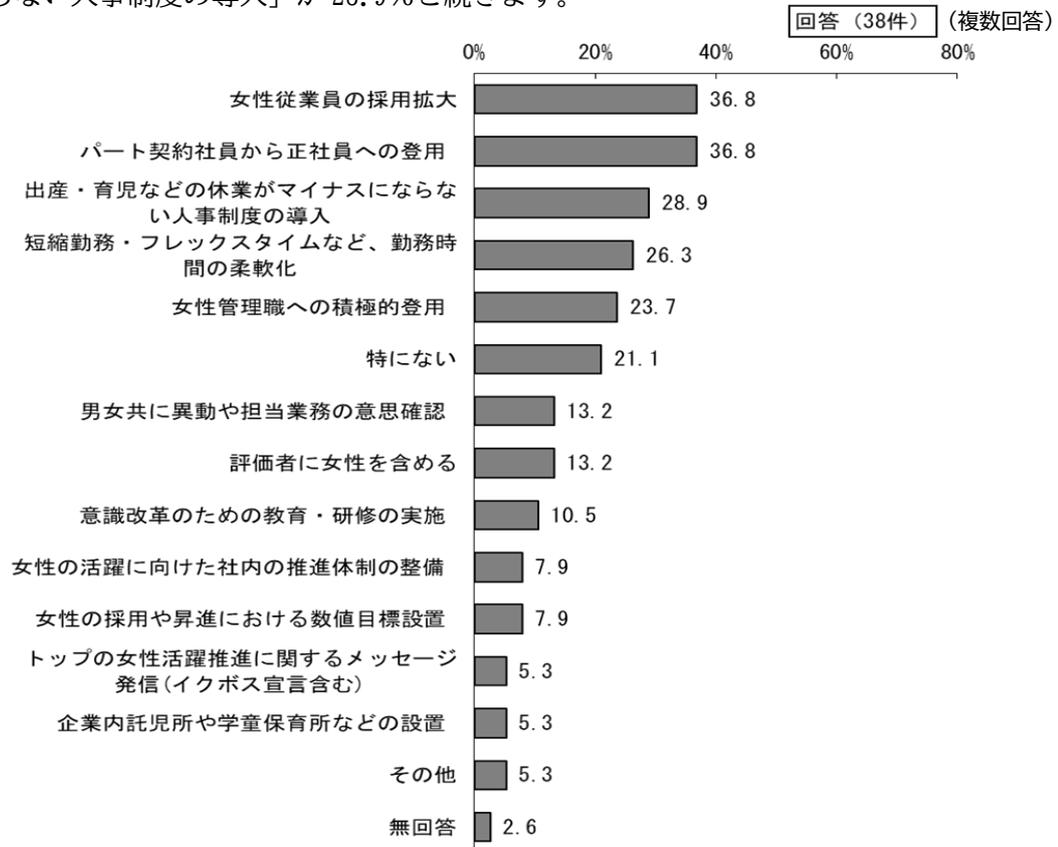
③女性の管理職が少ない、あるいはいない理由

女性の管理職が少ない、あるいはいない理由についてみると、「管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の適任者がいない(少ない)から」が31.6%と最も多く、次いで「女性自身が、昇進・昇格や管理職になることを望んでいないことが多いから」が21.1%と多くなっています。



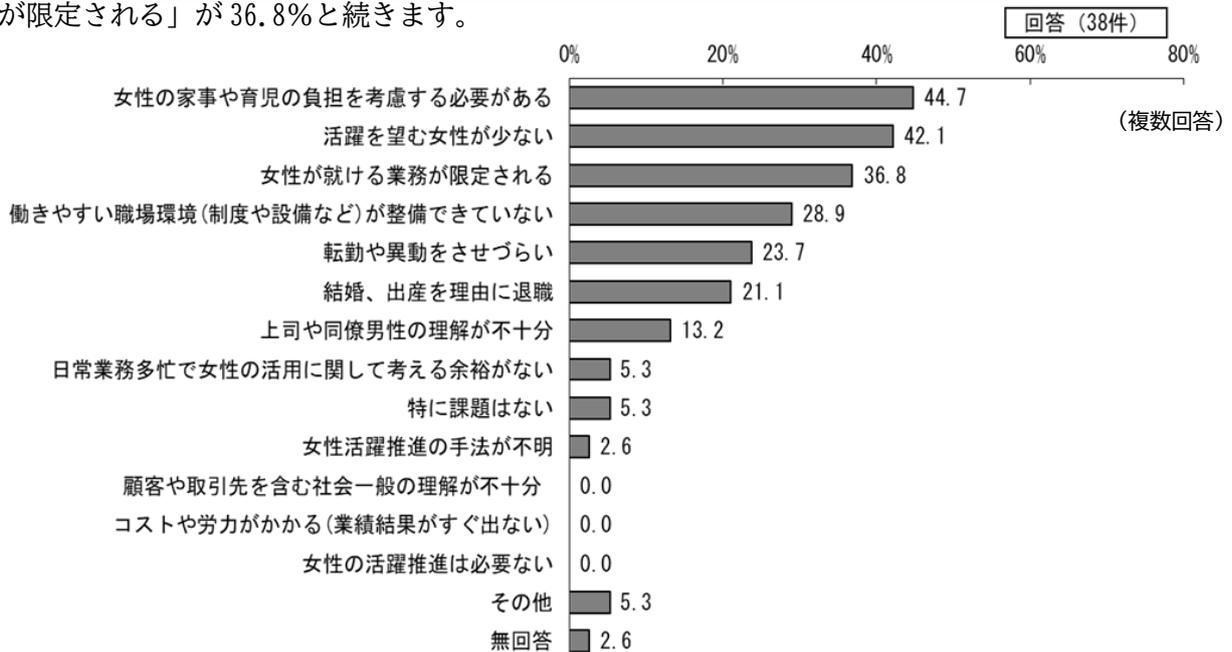
④女性の活躍推進の取組

女性の活躍に向けて推進している取組があるかについては、「女性従業員の採用拡大」と「パート契約社員から正社員への登用」が36.8%と最も多く、次いで「出産・育児などの休業がマイナスにならない人事制度の導入」が28.9%と続きます。



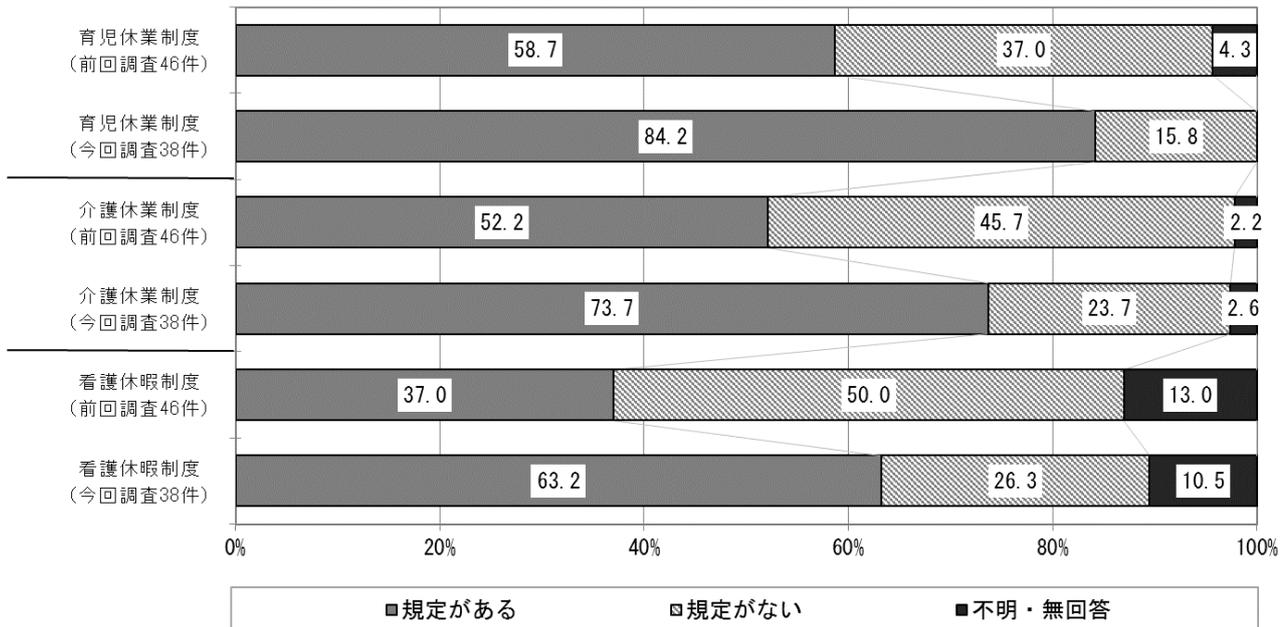
⑤女性の活躍推進にあたっての課題

女性の活躍推進にあたっての課題については、「女性の家事や育児の負担を考慮する必要がある」が44.7%と最も多く、次いで「活躍を望む女性が少ない」が42.1%、「女性が就ける業務が限定される」が36.8%と続きます。



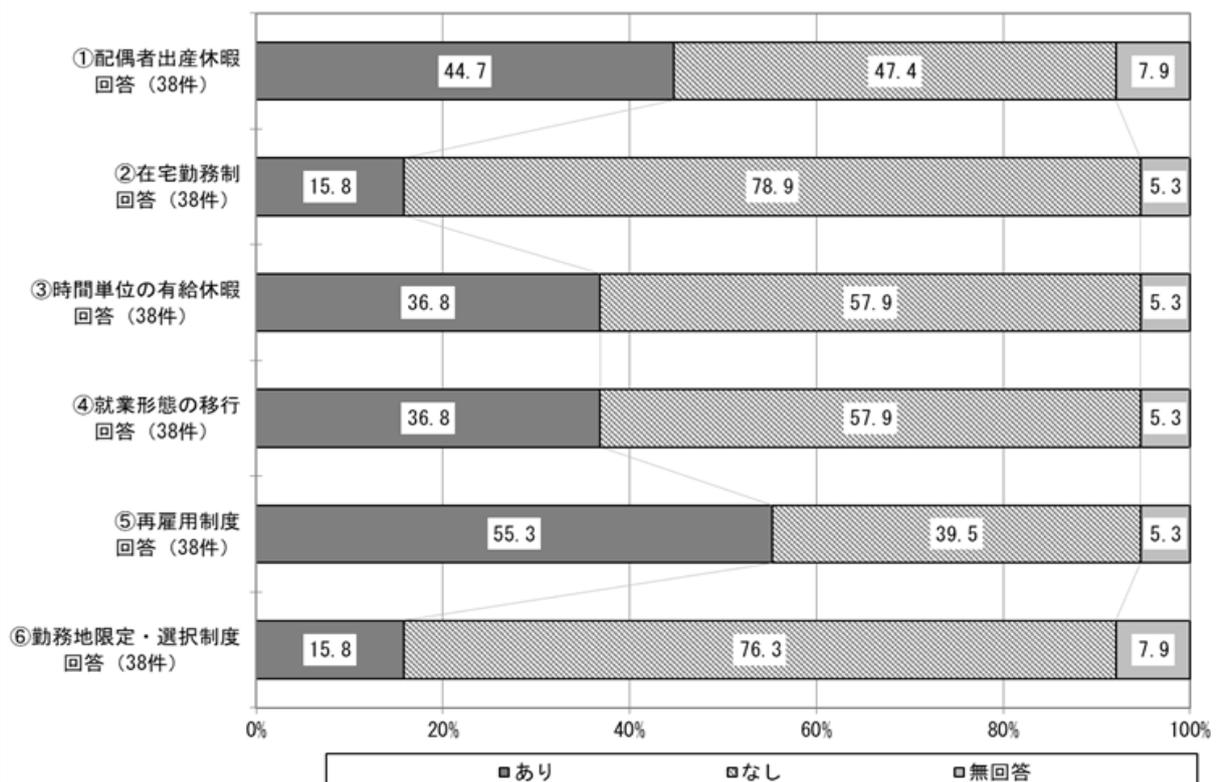
⑥育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度の規定の有無

育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度の規定の有無についてみると、「規定がある」の回答は、育児休業制度で84.2%、介護休業制度で73.7%、子の看護休暇制度で63.2%となっています。前回調査と比較すると、いずれも20ポイント以上多くなっています。



⑦両立支援制度*の規定

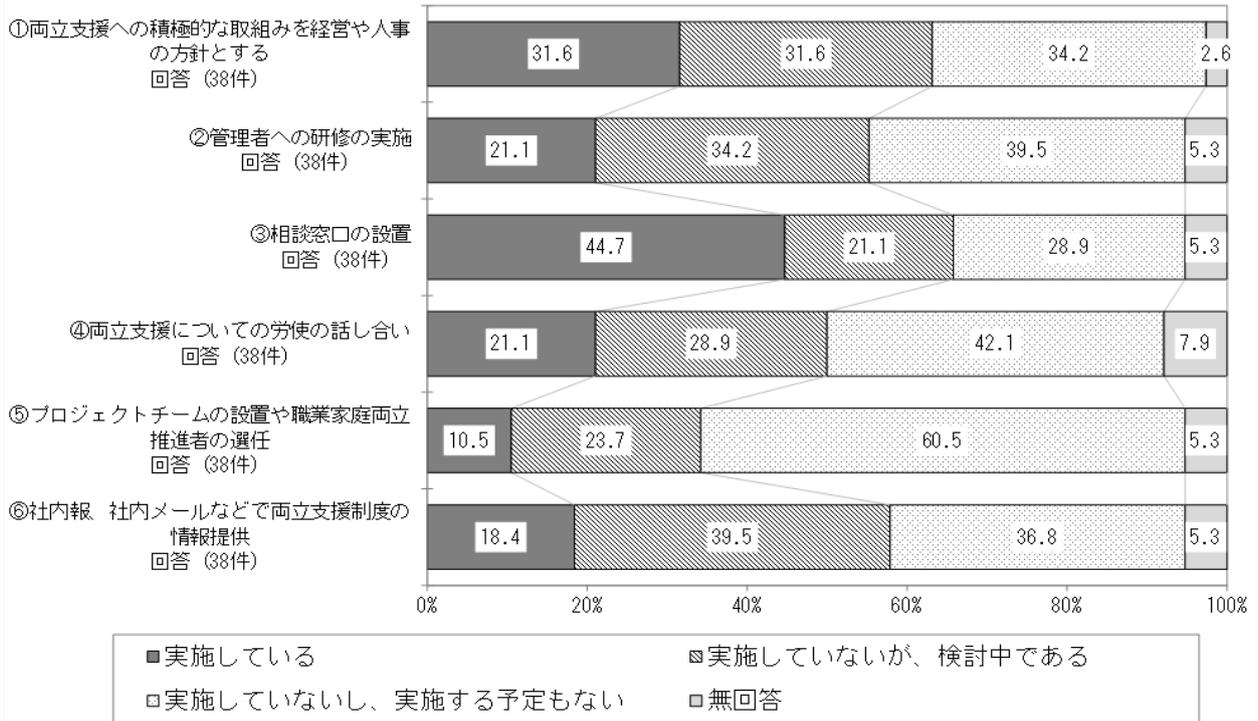
仕事と家庭の両立のための両立支援制度の規定の有無についてみると、「規定がある」の回答では、⑤再雇用制度が55.3%で最も多く、次いで、①配偶者出産休暇が44.7%、③時間単位の有給休暇、④就業形態の移行がそれぞれ36.8%となっています。



⑧育児や介護を行っている従業員が働きやすい環境づくりへの取組状況

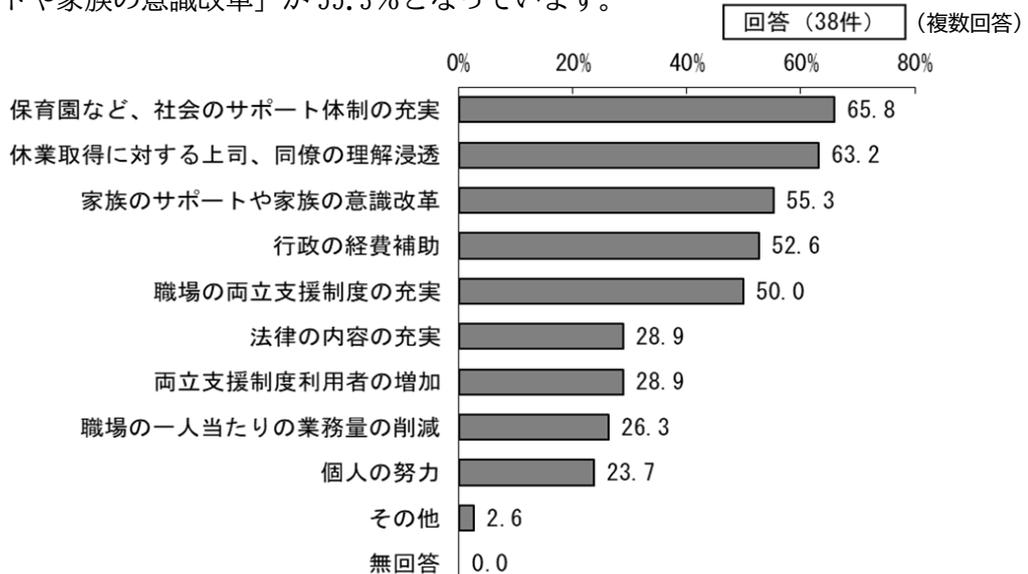
育児や介護を行っている従業員が働きやすい環境づくりへの取組状況については、『実施している』では、「③相談窓口の設置」が44.7%で最も多く、次いで「①両立支援への積極的な取組を経営や人事の方針とする」が31.6%で多くなっています。

また、『実施していないが、検討中である』は、「⑥社内報、社内メールなどで両立支援制度*の情報提供」が39.5%で最も多く、次いで「②管理者への研修の実施」が34.2%で多くなっています。



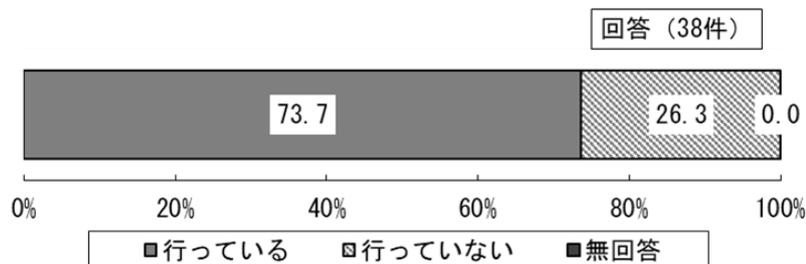
⑨仕事と家庭の両立にあたり重要だと思うこと

仕事と家庭の両立にあたり重要だと思うことについては、「保育園など、社会のサポート体制の充実」が最も多く65.8%、次いで「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」が63.2%、「家族のサポートや家族の意識改革」が55.3%となっています。

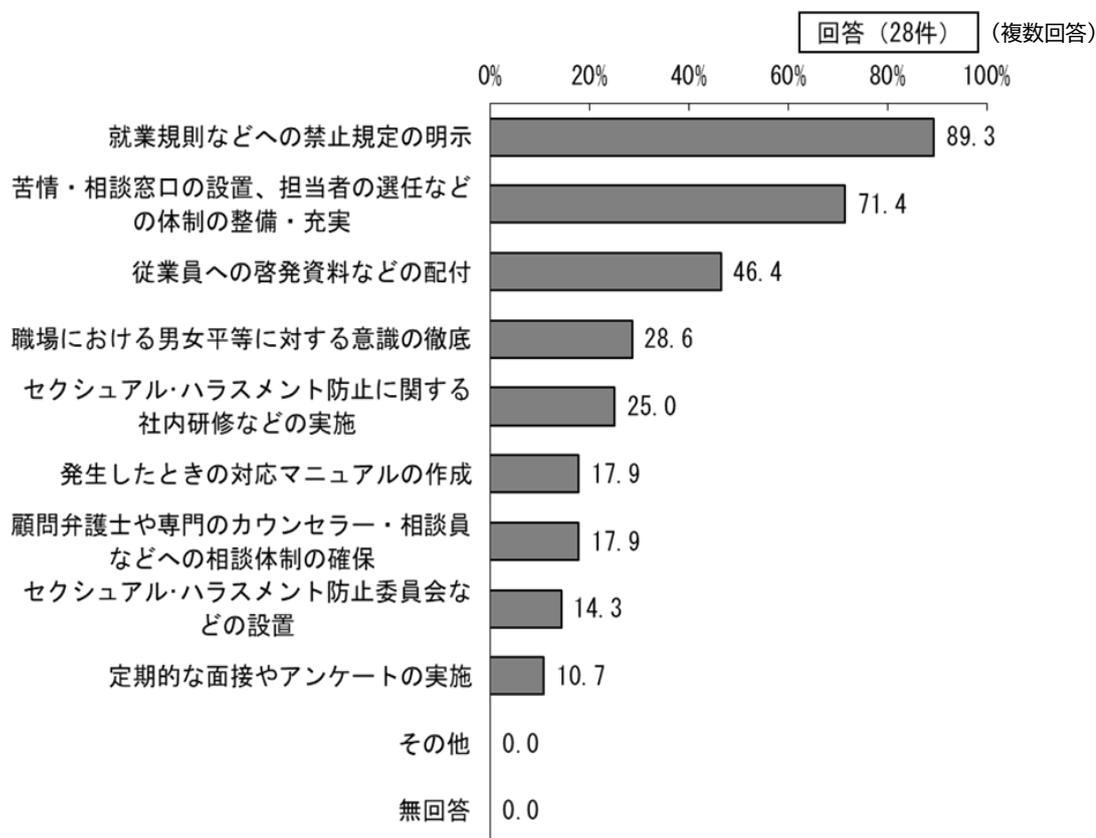


⑩セクシュアル・ハラスメント*の防止に対する取組

セクシュアル・ハラスメントの防止に対する取組については、73.7%の事業所で「行っている」と回答していて、前回調査と比較して3割ほど増加しています。

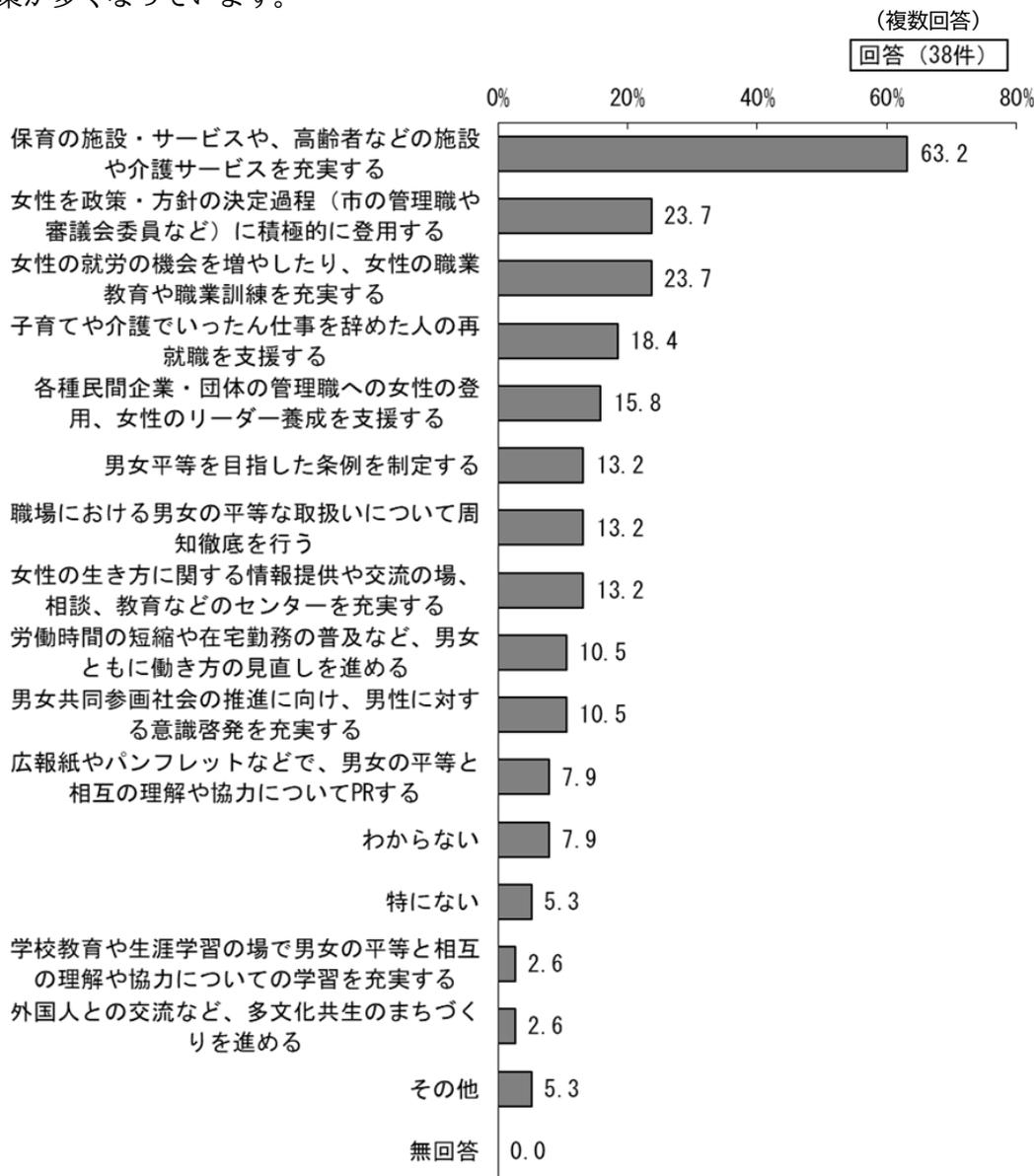


また、セクシュアル・ハラスメントの防止に対する具体的な取組として、「就業規則などへの禁止規定の明示」が89.3%、次いで「苦情・相談窓口の設置、担当者の選任などの体制の整備・充実」が71.4%と多くなっています。



⑩男女共同参画社会*の実現に向けて重点をおくべき施策

男女共同参画社会の実現に向けて本市が重点をおくべき施策については、「保育の施設・サービスや、高齢者などの施設や介護サービスを充実する」が63.2%で最も多くなっています。次いで、「女性を政策・方針の決定過程（市の管理職や審議会委員など）に積極的に登用する」、「女性の就労の機会を増やしたり、女性の職業教育や職業訓練を充実する」が23.7%で、女性活躍に向けた施策が多くなっています。



4 第3次計画の評価と課題

第3次安中市男女共同参画計画における62項目の施策について、各施策の担当課による評価を行い進捗状況の把握に努めました。以下に第3次計画の評価をまとめるとともに、市民意識調査及び事業者意識調査の結果を踏まえ、今後計画をさらに推進していくための課題を考察しました。

この計画期間では、令和2年より新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されたことから、感染防止対策として事業の実施が見送られ、評価として「未実施」となったものがありました。

(評価の基準 A：おおむね達成 B：やや達成 C：達成不十分 D：未実施)

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

- ❖ 市民意識調査によると、「学校教育の場」、「法律や制度」、「地域活動の場」では、比較的平等であると感じる人が多くなっていますが、「政治の場」、「社会全体として」、「社会通念・慣習・しきたりなど」では『男性の方が優遇されている』との回答が依然として7割以上を占めています。また、前回調査と比較して『男性の方が優遇されている』と感じる割合は増加していて、女性が男性より不平等を感じる傾向も続いています。
- ❖ 男女共同参画意識の啓発については、推進講座や標語コンクールの開催、広報紙への啓発記事の掲載など市民を対象に啓発活動に努めましたが、男女平等意識の醸成や性別役割分担*意識の解消には至っておらず、今後もあらゆる機会をとらえ啓発活動を継続していく必要があります。

【基本目標Ⅰの進捗評価】

施策の基本的方向	施策	具体的な施策	評価
1 制度・慣行の見直しと啓発	(1) 社会における制度・慣行の見直し	関係法令や制度改正等に関する啓発・情報提供	A
		市の刊行物における表現の配慮	A
		男女共同参画に関する情報収集と提供	B
	(2) 意識改革のための啓発活動の推進	男女共同参画に関する講演会・講座の開催	A
		各種媒体による広報・啓発活動の推進	A
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 学校等における男女平等・人権教育の推進	教職員・保育士等への研修の推進	B
		男女平等観に基づく教育・保育の推進	B
		保護者への啓発	B
		発達段階に応じた性教育の推進	B
		男女平等観に基づく進路指導の実施	B
	(2) 家庭における男女平等教育・学習の推進	家庭教育に関する教育・学習機会の充実	C
	(3) 生涯学習の充実	人権教育の推進	B
		託児付きの学習機会の提供	D

- ❖ 学校等においては、人権意識を高め男女平等を推進する教育の充実を図りました。市民意識調査では「学校教育の場」においてはすべての年代でほぼ半数が「平等」と回答しています。
- ❖ 家庭内での役割分担については、女性の「不満」、「やや不満」と感じる割合が男性を20ポイント以上上回っていて、依然として固定的な性別役割分担*意識が残ると考えられます。
- ❖ 家事・育児・介護に従事する時間は、平日・休日ともに、女性が従事する時間が多くなっていて、女性の負担軽減を図ることが必要です。
- ❖ 男女共同参画に関する法律や言葉、市の取組への認知状況をみると、今回の調査で「ジェンダー*」や「DV防止法*」の認知度が上がったものの、「安中市配偶者暴力相談支援センター*・安中市DV*電話相談」や「安中市広報リレー・エッセイ」等の市の取組については認知度が低い傾向にあります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

- ❖ 本市の審議会等の女性委員の比率は上昇傾向にあり、令和3年度以降は30%を超えて推移しています。群馬県市町村平均と比較して高い水準を維持していますが、第3次計画の目標値である35%を達成することはできませんでした。
- ❖ 本市における一般行政職の管理職（課長以上）の女性比率は、平成30年度以降の5年間で10ポイント以上上昇し、令和2年度以降は群馬県市町村平均を上回って推移しています。

【基本目標Ⅱの進捗評価】

施策の基本的方向	施策	具体的な施策	評価
3 政策・方針決定過程への男女共同参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等委員への女性の参画促進	B
		市職員の女性の職域拡大と管理職への登用の推進	A
		農業委員等への女性の登用促進	C
		自治会等における女性の参画促進	B
	(2) 市民協働*・市民参加による行政の推進	市民の声を反映した市政運営の推進	B
		まちづくりにおける男女共同参画の推進	A
		観光における男女共同参画の推進	B
(3) 女性の人材育成と情報の提供	女性の人材育成と情報の提供	B	
4 防災分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・災害復興分野における取組	防災・災害復興対策の推進	A
		防災分野への女性の参画の推進	B
		地域防災力の向上	B
5 社会活動等への男女共同参画の促進	(1) NPO*・ボランティア活動の促進	NPO・ボランティア活動の支援	A
		社会活動等における男女共同参画	B
	(2) 多文化共生*のまちづくり	国際理解の推進	D
		外国人と市民との交流促進	A

- ❖ 本市における令和5年度の自治会長に占める女性の割合は1%で、群馬県が設定した目標値4%に届いていない状況です。
- ❖ 防災・災害復興分野における取組では、女性の意見が反映されるよう防災会議委員への女性の登用を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れながら事業に取り組みました。
- ❖ 市民意識調査によると、「地域活動の場」における男女平等意識では「平等」と回答した割合が最も多くなっていますが、女性の意見が地域の活動や生活に「反映されている」は、男性の回答が女性の回答を10ポイント以上上回っていて、女性と男性で意識に差が生じています。

基本目標Ⅲ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

- ❖ 市民意識調査では、日常生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、実際には女性は「家庭生活」を優先、男性は「仕事」を優先が最も多くなっていますが、男女ともに「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の両立が理想の生活と回答していて、理想のバランスが実現されていない現状がうかがえます。個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方を選択できるようワーク・ライフ・バランス*の必要性について啓発する必要があります。
- ❖ 事業者意識調査では、前回調査と比較し、「育児休業制度」、「介護休業制度」、「子の看護休暇制度」の規定がある事業所はそれぞれ20ポイント以上増加し、また、セクシュアル・ハラスメント*防止に対する取組については「行っている」が30ポイント近く増加していて、誰もが働きやすい職場環境が整備されてきています。

【基本目標Ⅲの進捗評価】

施策の基本的方向	施策	具体的な施策	評価
6 男女がともに働きやすい環境づくり	(1) 職場における男女平等の推進	事業所における男女共同参画意識の促進	B
		ハラスメント*防止対策の促進	B
	(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	多様で柔軟な働き方に対する理解促進	A
		男性の家事・育児・介護への参画意識の促進	B
		育児・介護休業制度の利用促進のための啓発	B
		市職員に対する育児・介護との両立支援制度*の周知	B
	(3) 自営業（農林業・商工業）に従事する女性の労働環境の向上	自営業従事者への啓発	B
		女性・青年農業者への支援	B
		農業経営における家族経営協定*の普及・促進	A
7 子育て支援・介護サービスの充実	(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	多様な保育サービスの充実	B
		子育て支援サービスの推進	B
	(2) 地域における子育て環境の整備	子育てにやさしい環境づくり	B
	(3) 介護サービス等の充実	介護サービスの充実	B

- ❖ 市民意識調査では、男性が育児休業・介護休業を取得することについて、8割近くが「どちらも取得した方がよい」と回答していますが、実際に育児休業等を利用した男性の割合は少ないことから、事業所に対して育児休業等の取得促進を働きかけていくほか、男性が育児や介護に参画し育児休業等を取得することについて機運の醸成を図ることが重要です。
- ❖ 市民意識調査、事業者意識調査ともに男女共同参画社会*の実現に向けて保育サービスの重要性が指摘されています。子育て支援については、妊娠・出産・育児等に関する様々な相談や継続的な支援に取り組んだほか、保護者の多様な就労形態に応じ、休日保育、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの提供に努めました。また、ファミリー・サポート・センター*、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの充実を図りました。

基本目標Ⅳ 男女の人権を尊重・擁護する社会の形成

- ❖ DV*被害者への支援体制については、平成28年12月に配偶者暴力相談支援センター*を設置して以来、自立に向けた継続的な支援とともに相談窓口の周知に努めてきました。しかしながら、市民意識調査では「安中市配偶者暴力相談支援センター・安中市DV電話相談」の認知

【基本目標Ⅳの進捗評価】

施策の基本的方向	施策	具体的な施策	評価
8 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	DVを防止するための啓発	A
		若年層に対するデートDV*の予防の推進	A
		女性に対する暴力防止の啓発	A
	(2) DV被害者支援の充実	DVに関する相談窓口の周知	B
		相談体制の充実	A
		被害者支援体制の強化	A
(3) セクシュアル・ハラスメント*等防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための啓発	C	
9 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 母性保護と母子保健の推進	ライフステージに応じた母子の健康増進	A
	(2) 生涯を通じた健康・体力づくりの推進	生涯を通じた健康・体力づくりの推進	A
10 すべての人が安心して暮らせる環境づくり	(1) 高齢者・障害者の自立支援と社会参画促進	高齢者の自立と社会参画支援	B
		障害者の社会参加と就労の促進	B
		住み慣れた地域での生活継続に向けた支援	A
	(2) ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭に対する福祉サービスの充実	B
	(3) すべての人が安心して暮らせる環境づくり	外国人に対する行政サービスの充実	B
		性的少数者に関する理解促進	B
人権に関する相談体制の充実		B	

度が1割にも満たなかったことから、より一層の周知を図る必要があります。

- ❖ 市民意識調査によると、1割ほどの女性が身体的な暴力や精神的な暴力を「受けた経験がある」と回答していますが、その中で公的な相談機関（女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター*、市の相談窓口等）へ相談した人はわずか3%ほどで、1割以上の人が「相談したかったが、相談しなかった」と回答していることから、支援につながっていない潜在的な被害者が多数いると考えられます。
- ❖ 誰（どこ）にも相談しなかった理由として、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」といった回答も多く、DV*についての正しい理解と認識がまだ浸透していないことがうかがえます。
- ❖ セクシュアル・ハラスメント*を「受けた経験がある」、また、ストーカー行為を「受けた経験がある」女性は1割を超えていて、引き続き男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発活動と相談窓口の周知が必要です。

基本目標Ⅴ 男女共同参画推進の体制づくり

- ❖ 第3次計画における62項目の施策について、年度ごとに進捗状況の確認を行い、その評価結果を男女共同参画推進委員会に報告し意見等を求めました。評価については、各施策の担当課が行いましたが、評価の方法等については検討が必要です。
- ❖ 男女共同参画社会*を実現するためには、市民や事業所、
- ❖ 各種団体等と協働*して取り組むことが必要不可欠です。市民への啓発活動に積極的に取り組んだものの、事業所や団体との連携を進めることはできませんでした。行政だけでなく、市民、事業所、団体等が一体となって取り組むことのできる体制づくりが必要です。

【基本目標Ⅴの進捗評価】

施策の基本的方向	施策	具体的な施策	評価
11 推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の整備	計画の評価体制の構築	A
		市職員研修の実施	A
		男女共同参画の視点に立った施策の見直し	B
	(2) 連携体制の整備	国・県との連携	B
		事業所・NPO*・ボランティア団体との協働	B

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会基本法*においては、男女共同参画社会*とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

本市においては、以下のとおり安中市男女共同参画計画の基本理念を定めています。第4次計画でも引き続きこれらの理念に基づき、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

女性も男性も 自分らしく輝く 安中市の実現

1 男女の人権の尊重

互いを尊重し、一人一人が個性や能力を発揮できる機会が確保される社会を目指します。

2 社会における制度や慣行への配慮

男女共同参画社会の形成に向けて、性別による固定的な役割分担等、社会における活動が性別により阻害されないよう、社会における制度や慣行に配慮します。

3 あらゆる分野の政策・方針決定の場への共同参画

あらゆる分野で、男女が社会の対等なパートナーとして、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、政策・方針決定の場への共同参画の推進、人材の幅広い発掘や団体等の主体的な活動の支援、事業主に対する啓発の促進を行います。

4 家庭生活と職業生活・地域生活との両立支援

家庭を構成する一人一人が互いに協力し、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にし、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図ることができる社会を目指します。

5 人権を侵害する暴力の根絶

DV*（配偶者等からの暴力）の未然防止と被害者の保護に努めるとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント*等、男女共同参画社会の実現を阻む暴力のない社会を目指します。

6 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性を理解し、それぞれの意思が尊重される環境のもと、生涯にわたって健康な生活を送ることができる社会を目指します。

【参考】

男女共同参画社会基本法*における五つの基本理念

1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会*の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

家庭、学校、地域及び職場等のあらゆる場面において、互いを尊重し、一人一人が個性や能力を発揮できるよう男女平等意識に基づく男女共同参画について、様々な機会や媒体を通じて広報・啓発活動を行うとともに、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、年齢や国籍、障害の有無、性的指向・性自認に関すること等も含め、互いの人格と個性を認め合い、人権に配慮した行動がとれるよう人権教育と啓発に努めます。



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が社会における対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で参画することができるよう、政策・方針決定過程への女性の参画、職場における女性の職域拡大や管理職の登用を推進するとともに、多様な働き方を尊重しワーク・ライフ・バランス*の充実を図ります。

また、防災分野等の地域活動に男女共同参画の視点を取り入れ、性別に関係なくすべての人が主体的に参画し、能力を発揮できる地域社会を目指します。



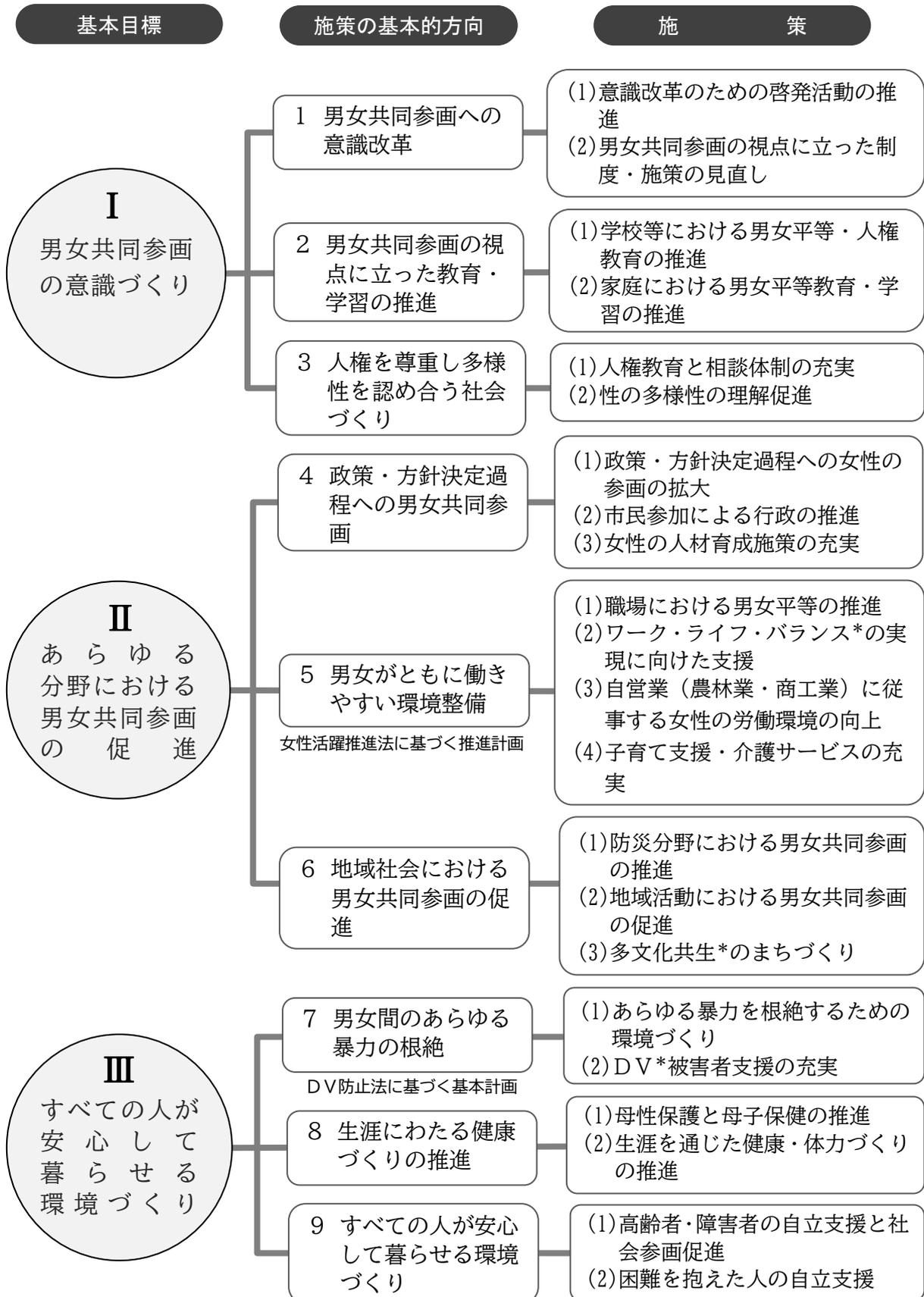
基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせる環境づくり

女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会*を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、暴力を決して許さない意識づくりと相談支援体制の充実を図ります。

また、すべての人が健康でいきいきと暮らしていけるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、生活上困難を抱える人の自立支援を図るなどすべての人が安心して暮らせる環境整備に努めます。



3 施策の大綱（施策の体系）



4 指標一覧

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握するため、数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

指標名	現状値	目標値
男女共同参画推進講座等の参加者数	88人 (令和4年度)	500人 (令和6～10年度の累計)
社会全体で男女が平等になっていると感じる割合*	15.7% (令和4年度)	25.0% (令和9年度)
男性が育児休業や介護休業を取得することについて「どちらも取得した方がよい」と考える割合*	77.2% (令和4年度)	90.0% (令和9年度)

※ 安中市市民意識調査による。現状値は令和4年度に実施したもの。次回調査は令和9年度に実施予定。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

指標名	現状値	目標値
審議会等委員の女性比率	32.6% (令和5年4月1日)	40.0% (令和10年4月1日)
市職員における管理的地位(係長職以上)にある女性比率	22.0% (令和5年4月1日)	30.0% (令和10年4月1日)
市職員における男性の育児休業取得率	8.3% (令和4年度)	100.0% (令和10年度)
えるぼし認定 ^{※1} 企業数	3社	5社
くるみん認定 ^{※2} 企業数 (安中市を本社の所在地とする企業)	2社 (令和5年4月)	4社 (令和10年度)
いきいきGカンパニー認証 ^{※3} 事業所数 (安中市を所在地とする事業所)	30事業所 (令和5年9月末)	40事業所 (令和10年度)

※1 厚生労働大臣が女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業を認定するもの。

※2 厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として企業を認定するもの。

※3 群馬県が、育児・介護と仕事の両立、職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む事業所を認定するもの。

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせる環境づくり

指標名	現状値	目標値
「安中市配偶者暴力相談支援センター*」 「安中市DV*電話相談」の認知度*	8.6% (令和4年度)	15.0% (令和9年度)
DV被害を「相談したかったが、相談しなかった」割合*	13.8% (令和4年度)	10.0% (令和9年度)

※ 安中市市民意識調査による。現状値は令和4年度に実施したもの。次回調査は令和9年度に実施予定。

第4章 基本目標と施策の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画への意識改革

男女が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現には、市民一人一人が男女共同参画社会について正しく理解し、男女平等の視点に立って行動することが重要です。

男女共同参画の意識は法律や制度の整備により浸透してきており、女性の活躍の場は様々な分野に広がりつつあります。本市では、男女共同参画に関する講演会や講座を開催する一方、男女共同参画推進委員会では広報紙へ「リレー・エッセイ」等を連載するとともに、男女共同参画に関する標語コンクールを実施するなど、市民への啓発活動を続けてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く、また無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）による性別に基づく固定観念が大きな障壁となっています。市民意識調査では、多くの人が不平等を感じる結果となっていて、女性の方が男性より不平等を感じる傾向が続いています。

男女平等意識に基づく男女共同参画について市民の理解をさらに深めるためにも、内容や啓発方法を工夫しながら、引き続き様々な機会や媒体を通じ、情報提供や啓発活動に努めることが必要です。

（1）意識改革のための啓発活動の推進

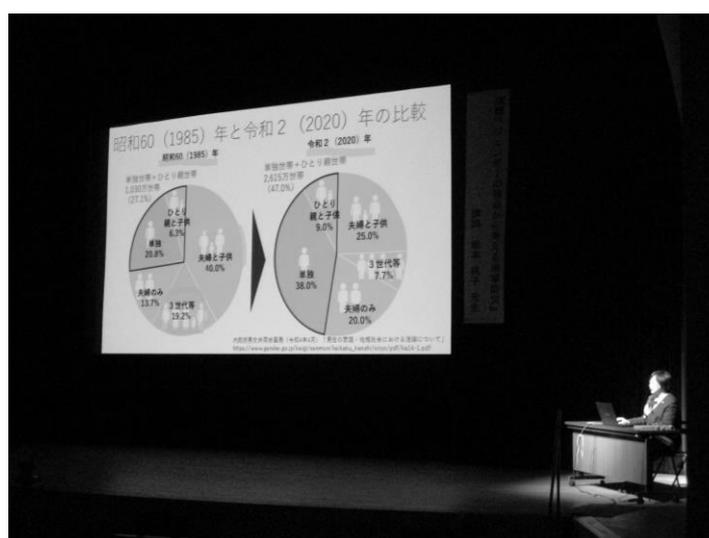
様々な機会や各種媒体を通して、市民一人一人が男女共同参画を正しく理解できるよう若年層をはじめ年代に応じた啓発活動を行います。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
1	男女共同参画に関する講演会・講座の開催	より多くの市民へ男女共同参画に関する意識啓発を行うため、講演会や講座を開催します。	市民課
2	各種媒体による広報・啓発活動の推進	広報紙、リーフレット、SNS等を活用し、男女共同参画に関する情報提供を行い、市民の意識啓発に努めます。	市民課
3	市職員研修の実施	すべての職員が男女共同参画の視点で行政運営に取り組めるよう、職員研修を充実します。	職員課

(2) 男女共同参画の視点に立った制度・施策の見直し

制度や施策等について男女共同参画の視点に立って見直しを行います。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
4	市の刊行物における表現の配慮	市で発行する広報紙などの表現が、性別による固定的な役割分担にとらわれない表現となるよう配慮します。	秘書課
5	男女共同参画の視点に立った施策の見直し	市民が性別にかかわらず、積極的に参画できる機会を確保するため、関連する施策の見直しを行います。	関係各課
6	託児付きの学習機会の提供	子育て世代に対し学習機会へ参加を促すため、各種講座や講演会等で託児サービスを提供します。	関係各課



男女共同参画推進講座

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会*の実現に向け、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習が果たす役割は重要です。本市においては、学校教育の中で男女にとらわれず、互いを尊重し、良さを認め合い、高め合う学習活動の推進が図られています。しかし、児童・生徒の意識や習慣の形成には、指導を行う教職員に加え、基本的な生活の場である家庭において親や家族等の生活習慣や態度が大きな影響を与えます。

そのため、学校教育の場で男女平等意識を育む教育や教職員等への意識啓発を推進するとともに、家庭においても男女共同参画が実践されるよう学習できる環境づくりが必要です。

(1) 学校等における男女平等・人権教育の推進

性別にとらわれず、ともに助けあい協力することを基本とした教育を推進するとともに、性別による固定的な職業選択の考え方にとらわれず、主体的で幅広い進路決定ができるよう生徒の意識の醸成を図ります。また、男女共同参画について正しい理解をもった指導者の養成に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
7	教職員・保育士等への研修の推進	男女平等を推進する教育の充実に向け、学校・保育園職員における研修が推進されるよう支援します。	学校教育課 子ども課
8	男女平等観に基づく教育・保育の推進	学校、保育園の全教育活動を通して人権の尊重、男女の平等の大切さなどに視点を置いた教育・保育活動を行います。	学校教育課 子ども課
9	保護者への啓発	学校だより等を通じて、性別にとらわれず個性を尊重する大切さを発信します。	学校教育課
10	男女平等観に基づく進路指導の実施	学校行事や特別活動、総合的な学習の時間、道徳科等、様々な学習機会をとらえて、児童生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けるための取組を計画的に行います。	学校教育課

(2) 家庭における男女平等教育・学習の推進

家庭における男女共同参画を推進するために、家庭教育に関する学習機会を提供します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
11	家庭教育に関する教育・学習機会の充実	家庭や親子を対象とする講座を開催し、講座を通し家庭教育の大切さ、育児の分担、親子のふれあいの重要性を啓発します。	生涯学習課

3 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり

男女共同参画社会*は多様な価値観を持つ人が活躍し共存できる社会であることから、男女の人権が尊重されることはもちろんですが、年齢や国籍、障害の有無、性的指向・性自認に関する事等も含め、あらゆる人権に配慮することが重要です。一人一人が人権問題を正しく理解し、互いの人格と個性を認め合い、人権に配慮した行動がとれるよう人権教育と啓発が必要です。また、人権に関する悩みや問題を解決するための相談体制の充実や関係機関との連携を図ることが必要になります。

性的少数者（LGBTQ*）は、周囲の理解不足や偏見から社会や地域の中で様々な困難や不安を抱えることがあります。個人の尊厳が保障され、自立した生活を送れるよう、市民に対して正しい情報を提供するとともに理解促進のための啓発に取り組む必要があります。

（1）人権教育と相談体制の充実

生涯にわたって人権意識を学ぶ機会を提供するとともに、人権に関する相談窓口の周知に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
12	人権教育の推進	女性をはじめとして、高齢者、障害者、性的少数者など、互いを尊重できる人権意識の向上に向け、講演会や研修会等を行います。	市民課 生涯学習課
13	人権に関する相談体制の充実	差別やハラスメント*等の人権に関する相談窓口を広く周知し、誰もが利用しやすい環境を整備します。	市民課

（2）性の多様性の理解促進

性的少数者（LGBTQ）について偏見や固定観念にとらわれることのないよう意識啓発に努め、多様性の尊重について理解促進を図ります。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
14	性的少数者に関する理解促進	LGBTQ等の性的少数者への人権を尊重し、正しい理解の促進を図ります。	市民課

4 政策・方針決定過程への男女共同参画

市民生活に深いかかわりをもつ市政等、政策・方針の意思決定の場へ男女がともに参画することは、男女共同参画社会*を実現する基盤となります。

そのためには、男性中心で進められてきた意思決定課程において男女双方の意思が反映されることが必要であると誰もが理解するとともに、女性自身が意欲や能力を高め、エンパワーメント*の拡大を図ることが重要です。

本市における審議会等に占める女性委員の比率は平成30年度から上昇傾向にあり、令和3年度以降は3割を超えて推移しているものの、第3次計画の目標値である35%を達成することはできませんでした。一方、市役所における一般行政職の管理職（課長以上）の女性比率はこの5年間で10ポイント以上上昇し、令和2年度以降は群馬県内の市町村平均値を上回る水準となりましたが、国が掲げる指導的地位に女性が占める割合の目標値である30%は達成していません。

女性が社会的・政治的・経済的に力を発揮するため、女性の社会参画の拡大の意義について啓発するとともに、行政等の様々な分野で男女双方が積極的に参画することを促し、多様な価値観が反映された男女共同のまちづくりを展開することが必要です。

（1）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

性別に偏らない多様な意見を市政や政策・方針決定に反映するため、審議会委員等への女性の参画拡大に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
15	審議会等委員への女性の参画促進	市の審議会等委員へ女性の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会等に女性の登用を働きかけます。	市民課 関係各課
16	市役所における女性の管理職登用の推進	特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職への登用を推進します。	職員課
17	農業委員等への女性の登用促進	女性の積極的な農業経営参画を図るため、農業委員及び農地利用最適化推進委員への女性の登用を促進します。	農林課 農業委員会事務局

(2) 市民参加による行政の推進

市政に男女双方の意見が十分に反映されるよう様々な機会を通じて多様な意見を聴取することで、男女共同参画の視点を取り入れた市政運営に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
18	まちづくりへの市民参画の推進	まちづくりのためのワークショップや委員会等に市民が参画できる機会を設け、多様な意見を計画に反映させます。	関係各課
19	市民の声を反映した市政運営の推進	広聴ボックスをはじめ、SNSの活用やアンケートの実施などにより、市民から広く意見募集を行い、市民の声の把握に努めます。	秘書課 関係各課

(3) 女性の人材育成施策の充実

政策・方針決定過程や地域等で活躍できる女性を育成するため、学習機会や情報提供を行います。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
20	女性の人材育成と情報提供の充実	多様な能力を養成する学習機会や情報提供の充実に努めます。	市民課



市民ワークショップの様子

5 男女がともに働きやすい環境整備

働きたいと希望する誰もが性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会*の実現に向けて重要なことです。しかし、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行や家庭生活における性別役割分担*意識等により、職場における女性の活躍が阻害されているのが現状です。女性にとって働きにくい環境が、特に若い女性の大都市圏への流出の一因に考えられています。

国は、平成27（2015）年に女性活躍推進法*を施行し、職場でのさらなる女性の活躍を推進しています。市では特定事業主行動計画に基づき、女性の職域拡大及び管理職等への積極的な登用や男性の育児休業取得率の向上に率先して取り組み、事業所に対しては男女共同参画に関する情報提供や、女性が活躍できる職場環境の整備促進について働きかけていく必要があります。

一方で、個人のライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の実現が求められています。特に、男性中心型の働き方を見直していくことは、男性が家庭生活や地域活動等へ積極的に参画し、生きがいのある社会を目指すうえでも重要です。また、育児・介護を担いながらも責任ややりがいを持って働き続けるためには、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応した子育て支援サービスや適切な介護サービスを提供するとともに、両立支援制度*の拡充を促進していく必要があります。

（1）職場における男女平等の推進

男女が対等なパートナーとして働く環境づくりに向け、均等な雇用機会や待遇が確保されるよう事業所へ働きかけるとともに、女性が働きやすい職場環境整備の促進を図ります。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*をはじめとする様々なハラスメント*を防止するための啓発に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
21	女性が活躍できる職場環境の促進	女性の採用拡大や柔軟な勤務形態など女性が働きやすい職場環境の整備について働きかけを行います。	商工課
22	市役所における女性の職域拡大と管理職への登用の推進	特定事業主行動計画に基づき、女性の職域拡大と管理職への登用を推進します。	職員課
23	事業所におけるハラスメント防止対策の促進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメントの防止対策について、事業所に働きかけを行います。	商工課
24	市役所におけるハラスメント防止対策の推進	職員にハラスメント防止のためのガイドラインを示すとともに、研修を充実することで就労環境の整備に努めます。	職員課

(2) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた支援

自らの希望するバランスで仕事と生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
25	多様で柔軟な働き方に対する理解促進	誰もがライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会づくりの啓発に努めます。	市民課
26	男性の家事・育児・介護への参画意識の促進	男性が家事・育児・介護を行うことへの理解促進を図ります。	市民課 健康づくり課 高齢者支援課
27	育児・介護休業制度の利用促進のための啓発	事業所に対し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを働きかけます。	商工課
28	市職員に対する育児・介護休業取得の推進	市職員が育児・介護との両立を図れるよう支援制度の周知に努め、休業等の取得を推進します。	職員課

(3) 自営業（農林業・商工業）に従事する女性の労働環境の向上

自営業においては、女性の意見や発想を取り入れるなど、女性が重要な役割を果たしています。自営業に従事する男女が、ともに対等なパートナーとして個性と能力を生かせるよう労働環境の向上に向けた啓発を行います。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
29	自営業従事者への啓発	自営業における男女共同参画の意義を周知し、女性の労働環境の向上を促進します。	商工課
30	女性・青年農業者への支援	農業振興や地域社会づくりなど豊かな農村生活の実現に向けて、就農しやすい環境づくりや相談窓口の充実を図ります。	農林課
31	農業経営における家族経営協定*の普及・促進	農業における女性の就業条件の向上に向け、家族経営協定の啓発・促進に努めます。	農業委員会事務局

(4) 子育て支援・介護サービスの充実

誰もが安心して子育てができるよう多様なニーズに対応した保育サービスの提供など、子育て支援環境を整備します。また、介護を担う家族が仕事との両立ができるよう介護サービスの充実に努めます。

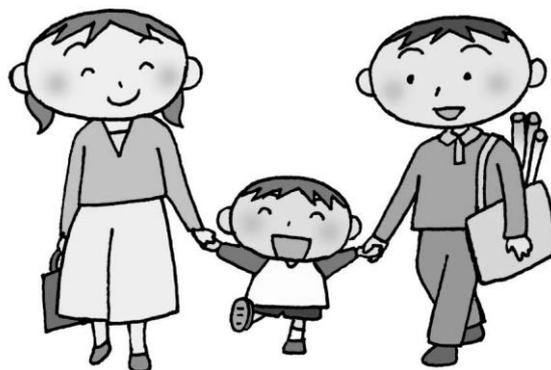
No.	具体的な施策	内 容	担当課
32	多様な保育サービスの提供	保護者の就労状況に応じ、休日保育、病児・病後児保育等の体制の整備を図ります。	子ども課
33	子育て支援環境の充実	子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター*等の充実に努め、子育て親子の交流や児童の受け入れ環境を整備します。	子ども課 健康づくり課
34	介護サービスの充実	一人一人の状況に合わせた介護サービスの提供に努めます。	高齢者支援課



病後児保育の様子



子育てサポーター養成講座



6 地域社会における男女共同参画の促進

地域社会においては、地域が抱える多様な課題やニーズに対応するため多様な人材が必要であり、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要です。地域活動に男女共同参画の視点を取り入れ、反映することができるよう機運の醸成と女性の人材育成を図る必要があります。

安中市地域防災計画の中では、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性を述べるとともに、女性と男性のニーズの違いに配慮した被災者支援の充実や避難所の環境整備などが盛り込まれています。地域防災力の向上を図るためには、地域で助け合う防災体制を推進するとともに、防災会議や自主防災組織等における女性の参画を拡大していくことが重要です。非常時には、DV*や性被害・性暴力等が増加するという課題もあり、避難所における安全・安心の確保を図る必要があります。

現状では、自治会の役員に女性が少ないことや固定的な性別役割分担*意識が残るなど課題が見られます。性別に関係なくすべての人が主体的に地域活動に参画し、能力を発揮できる地域社会を目指すためには、女性の参画を受容し積極的に意見を取り入れる環境等を整える必要があります。また、外国人住民の増加に伴い、互いの文化や価値観の違いを認め合う多文化共生*社会の推進が必要です。

(1) 防災分野における男女共同参画の推進

平常時から男女共同参画の視点を取り入れた取組を推進します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
35	男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の推進	災害時の応急体制、復旧体制において、男女共同参画の視点を取り入れた様々な活動を展開します。	危機管理課
36	防災会議への女性の参画の推進	防災会議委員に積極的に女性を委嘱し、防災体制を整備します。	危機管理課
37	地域防災活動への女性の参画の促進	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織や消防団等、自主防災活動への女性の参画を働きかけます。	危機管理課



防災訓練の様子

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

男女がともに地域活動やボランティア活動等に積極的に参加できる環境を整え、地域の活性化や地域の課題解決を目的とする活動を支援します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
38	自治会等における女性の参画促進	自治会等における方針決定の場へ女性の参画を働きかけます。	行政課
39	市民活動・ボランティア活動への支援	市民活動、ボランティア活動に誰もが積極的に参加し貢献できる環境を整備します。	市民課 生涯学習課

(3) 多文化共生*のまちづくり

在住外国人と市民との交流を促進し異文化理解を深めるとともに、外国人を対象とした総合相談窓口の充実を図ることで多文化共生を推進します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
40	外国人と市民との交流促進	外国人と市民との交流事業を促進し、多文化共生への相互理解を図ります。	市民課
41	外国人に対する相談窓口の充実	外国人を対象とした総合相談窓口を設置し、様々な相談に対応するほか、多言語による情報提供に努めます。	市民課



7 男女間のあらゆる暴力の根絶

DV*（配偶者等からの暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし実際には、そういった暴力は家庭内や親しい間柄などの限られた人間関係の中で起こる問題と考えられ、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では平成28年12月にDV被害者を身近な相談機関として支援するため、配偶者暴力相談支援センター*を設置しましたが、市民意識調査では、DV被害の相談状況をみると「家族や友人に相談した」人が最も多く、公的な機関である「女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター、市の相談窓口」に相談した人はほとんどいなかったことから、被害を受けた際に適切な支援が受けられる相談窓口を周知することが重要です。

加えて、DVをはじめ、性犯罪・ストーカー行為等の暴力、セクシュアル・ハラスメント*等の根絶に向け、市民一人一人が基本的人権を尊重した正しい理解を深めるための啓発を行う必要があります。

（1）あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

DVは個人の尊厳を侵害する行為であるという認識を広めるため、様々な機会や媒体を通じて広報・啓発活動を進めます。また、性犯罪・ストーカー行為等のあらゆる暴力、セクシュアル・ハラスメント等を許さないという意識づくりや情報提供に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
42	DVを防止するための啓発	DVについての正しい理解と暴力防止の啓発を行います。	市民課
43	若年層に対するデートDV*の予防の推進	若年層を対象として、デートDV防止の啓発を行います。	市民課
44	あらゆる暴力の防止の啓発と相談窓口の周知	性犯罪・ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	市民課

(2) DV*被害者支援の充実

DVに関する相談窓口の周知に努めるとともに、DV被害者に対して自立に向けた継続的な相談支援が図られるよう、配偶者暴力相談支援センター*の機能を充実させます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
45	DVに関する相談窓口の周知	被害者からの早期の相談に繋がるよう相談窓口の周知に努めます。	市民課
46	相談体制の充実	被害者に寄り添った適切な相談対応を図るとともに、相談員の資質向上に努めます。	市民課
47	被害者支援体制の強化	被害者の自立支援を行う部署及び関係機関との連携を図り、ワンストップで継続的な支援に努めます。	市民課



パネル展示による啓発



DV相談窓口の周知カード

8 生涯にわたる健康づくりの推進

自らの希望するバランスで働き、家庭や地域で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが基本的な条件であるといえます。特に女性は生涯を通じた各年代での身体的変化が多いことから、女性自身が自分の健康を管理し、決定権をもつ「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）」への理解と促進が重要です。

今後も、男女がともに生涯にわたって健康に過ごせるよう、互いの性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援することが必要です。

（1）母性保護と母子保健の推進

女性の生涯にわたる心身の健康を支援するため、ライフステージに応じた健康管理に努めます。特に、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
48	ライフステージに応じた母子の健康増進	妊婦健康相談、各種乳幼児健診、事後教室等により、母親の健康の維持と子どもの健全やかな成長を図ります。	健康づくり課

（2）生涯を通じた健康・体力づくりの推進

年代に応じた健康増進事業を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
49	各種検診（健診）の受診促進	各種検診（健診）の受診勧奨に努め、受診率向上を図ります。	健康づくり課
50	生涯を通じた健康・体力づくりの推進	年代に応じた各種健康づくりに関する普及・啓発を通し、生涯にわたる健康・体力づくりを支援します。	健康づくり課 高齢者支援課 スポーツ課



9 すべての人が安心して暮らせる環境づくり

急速に高齢化が進展する一方、障害者の高齢化や重度化も今後さらに進むことが予想されるなか、高齢者であることや障害の有無にかかわらず、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう市民ニーズに対応した自立支援や社会参画の促進を図る必要があります。

また、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあるひとり親家庭など、困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境を整備することが求められています。

このような状況においては、例えば高齢の女性が低年金のため経済的に困窮するなど、高齢であることや障害があること、外国にルーツがあることなどに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれる場合があることに留意が必要です。

(1) 高齢者・障害者の自立支援と社会参画促進

高齢者や障害者が、個人としての尊厳が保たれ、安心して日常生活や社会生活が送れるよう自立支援を行うとともに、その意欲と能力に応じて社会参画や就労に向けた取組を推進します。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
51	高齢者の自立と社会参画支援	高齢者の豊かな知識や能力を活かし、社会参加の促進や生きがいづくりの活動を支援します。	高齢者支援課
52	障害者の社会参加と就労の促進	事業所や関係機関等の連携により、障害者のそれぞれの状況に応じた社会参加や就労を促進します。	福祉課
53	住み慣れた地域での生活継続に向けた支援	年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう介護や障害福祉サービス等の充実に努め、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	高齢者支援課 福祉課

(2) 困難を抱えた人の自立支援

ひとり親家庭や生活困窮者の生活の安定や経済的自立に向け、相談体制や支援体制の充実に努めます。

No.	具体的な施策	内 容	担当課
54	ひとり親家庭に対する支援サービスの充実	離婚や養育費に関する無料相談を実施するとともに、子育て支援制度の拡充や、雇用の安定と就職の促進を図る事業制度の周知に努め、育児と就業の両立を支援します。	市民課 子ども課
55	生活困窮者の自立相談支援の充実	生活に困っている人が自立した生活を営めるよう相談支援体制の充実に努めます。	福祉課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

男女共同参画を推進するうえで、行政の果たす役割は大きくなっています。総合的かつ効果的に施策を実施するため、安中市男女共同参画推進会議を設置し庁内の体制を整備します。

また、関係団体の代表や公募委員からなる安中市男女共同参画推進委員会を設置し、施策の進行状況や男女共同参画の推進に関する意見等を反映しながら計画を推進します。

(2) 市民・事業所等との連携

男女共同参画社会*実現のための課題は多岐にわたるため、行政の取組だけでは十分でなく、市民、事業所、NPO*・ボランティア団体等の理解と協力が求められています。本計画を実効性のあるものとするため、市民や事業所等と連携し計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、年度ごとに施策の進捗状況を把握し進行管理を行います。男女共同参画推進委員会及び男女共同参画推進会議に進捗状況の評価を報告し、必要に応じて施策の見直しを行います。



資料編

1 日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日
施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

（戦争の放棄、軍備および交戦権の否認）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

（日本国民の要件）

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権の享有と本質）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（請願権）

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(奴隸的拘束および苦役からの自由)

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由、国の宗教活動の禁止)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の生存権保障義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権・団体交渉権その他の団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(法定手続の保障)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第10章 最高法規

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関する

その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護義務)

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

2 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、

社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ

り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の

社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会

の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び

関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必

要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正:令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力

ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における

活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定

があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行

動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を

付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十

二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選

択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、

創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生

活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した

場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十九年三月三十一日法律第十四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定

（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、

第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、

附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、

附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、

附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、

附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規

定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二十四号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第十二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和5年5月19日法律第30号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三 条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一

項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は

市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用につい

て、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けようことを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚

をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者

と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配

偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経

ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相

談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第

一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行う

に当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委

託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相
-----	-----	------------------------

		手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律によ

る改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条

まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二十六日法律第四十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二十五日法律第五十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年五月十九日法律第三十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

5 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日法律第28号

改正：令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割

分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又

は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制

の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年六月十六日法律第六十七号)

この法律は、公布の日から施行する。

6 男女共同参画社会の実現に向けた流れ

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	安中市の動き
1975 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置		
国連婦人の10年	1977	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館		
	1979	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	「新ぐんま婦人計画」策定
	1981	ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	
	1985	「国連婦人の10年」世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」成立 「女子差別撤廃条約」批准	国連婦人の10年最終年記念群馬県大会 婦人問題懇談会報告書
1987 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990 (平成2年)	国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定 「育児休業法」公布		
1992 (平成4年)		婦人問題担当大臣設置		
1993 (平成5年)			「新ぐんま女性プラン」策定	
1994 (平成6年)	国際人口開発会議(カイロ)で「行動計画」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立 ILO第156号条約(家族的責任条約)批准		
1996 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	安中市の動き
1997 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		
1999 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正労働基準法」施行	男女共同参画社会に関する県民意識調査実施	市民部生活環境課に女性政策係を設置(旧安中市)
2000 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行		男女共同参画に関する市民意識調査実施(旧安中市)
2001 (平成13年)		内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「ぐんま男女共同参画プラン」を策定 女性に対する暴力実態調査実施	男女共同参画推進委員会設置(旧安中市)
2002 (平成14年)				「あんなか男女共同参画プラン」策定(旧安中市)
2004 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	群馬県男女共同参画推進条例制定	
2005 (平成17年)	国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合	「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2006 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「ぐんまDV対策基本計画」策定	安中市男女共同参画推進委員会、安中市男女共同参画推進会議設置
2007 (平成19年)	東アジア男女共同参画担当大臣会合「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		男女共同参画に関する市民意識調査実施
2008 (平成20年)	国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択	「仕事と生活の調和元年」		「安中市男女共同参画計画」策定
2009 (平成21年)	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解公表	「育児・介護休業法」改正	「ぐんまDV対策基本計画(改訂版)」策定 男女共同参画社会に関する県民意識調査実施 「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」設置	

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	安中市の動き
2010 (平成22年)	国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合	「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011 (平成23年)			「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 男女間の暴力に関する実態調査実施	
2012 (平成24年)	第1回女性に関するASEAN 閣僚級会合(ラオス) 国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		
2013 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正		男女共同参画に関する市民意識調査実施
2014 (平成26年)			「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」策定 男女共同参画社会に関する県民意識調査実施	「第2次安中市男女共同参画計画」策定
2015 (平成27年)	国連婦人の地位委員会 「北京+20」閣僚級会合	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016 (平成28年)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」策定	安中市配偶者暴力相談支援センター設置
2017 (平成29年)	G7男女共同参画担当大臣会合(イタリア) WAW!(国際女性会議)2017(東京)			
2018 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		男女共同参画に関する市民・事業者意識調査実施
2019 (令和元年)			「ぐんまDV対策推進計画(第4次)」策定 男女共同参画社会に関する県民意識調査実施	「第3次安中市男女共同参画計画」策定

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	安中市の動き
2020 (令和2年)	国連婦人の地位委員会 「北京+25」閣僚級会合	「災害対応力を強化する 女性の視点」策定 「第5次男女共同参画基 本計画」策定		
2021 (令和3年)		「政治分野における男女 共同参画の推進に関する 法律」改正 「育児・介護休業法」改 正	「第5次群馬県男 女共同参画基本計 画」策定	
2022 (令和4年)		女性活躍・男女共同参画 の重点方針2022(女性版 骨太の方針) 「困難な問題を抱える女 性への支援に関する法 律」成立		男女共同参画に関 する市民・事業者意 識調査実施
2023 (令和5年)	G7男女共同参画・女性 活躍担当大臣会合(栃木 県)	「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」改正		
2024 (令和6年)				「第4次安中市男 女共同参画計画」策 定

7 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和4年 8月15日 ～8月31日	安中市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和4年 9月13日 ～9月28日	安中市男女共同参画に関する事業者意識調査の実施
令和5年 3月23日 ～4月28日	現行計画の進行状況調査を実施
令和5年 6月13日	第1回安中市男女共同参画推進委員会 ・現行計画の進行状況について ・計画策定の概要について
令和5年 9月14日 ～9月27日	男女共同参画に関する職員アンケートの実施
令和5年10月 4日	第1回安中市男女共同参画推進会議 ・素案の検討について
令和5年10月31日	第2回安中市男女共同参画推進委員会 ・素案の検討について
令和6年 1月16日	第2回安中市男女共同参画推進会議 ・素案の検討について
令和6年 1月23日	第3回安中市男女共同参画推進委員会 ・素案の検討について
令和6年 1月15日 ～2月 9日	男女共同参画計画策定のための意見募集（パブリックコメント）実施
令和6年 3月11日	第4次安中市男女共同参画計画策定

8 安中市男女共同参画推進委員会設置要綱及び委員名簿

平成18年3月18日

告示第4号

(設置)

第1条 安中市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策の推進を図るため、安中市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女共同参画計画の策定及び推進について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があるときは、その都度関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月18日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第49号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第61号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第63号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(委員名簿)

No.	区 分	氏 名	所 属 等	備 考	
1	学識経験者	恩 幣 宏 美	群馬大学大学院准教授	委員長	
2		池 畠 ちあき	元群馬県ぐんま男女共同参画センター所長	副委員長	
3		太 田 琢 雄	特定非営利活動法人国際比較文化研究所 理事長		
4	関係団体の 代表	櫻 井 美 江	安中市小中学校校長会		
5		小 板 橋 孝 美	安中市商工会		
6		中 島 勝 美	安中市松井田商工会		
7		三 浦 雄 人	安中市PTA連合会		
8		新 井 奈保城	連合群馬西部地域協議会	~R5.12.19	
		寺 田 翔		R5.12.20~	
9		須 藤 晃 子	碓氷安中農業協同組合		
10		澤 崎 恵 子	安中市保育協議会		
11		森 明 男	安中市区長会		
12		能 登 美津子	高崎人権擁護委員協議会安中部会		
13		大 橋 奈津美	群馬県看護協会安中地区支部		
14		江 川 歌 子	安中市民生委員児童委員協議会		
15		市長が必要 と認める者	宮 田 勝 次	一般公募	

9 安中市男女共同参画推進会議設置要領及び委員名簿

平成 18 年 6 月 1 日

安中市訓令第 58 号

(設置)

第 1 条 安中市の男女共同参画行政を総合的かつ効果的に実施するため、安中市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の調査研究及び関係部課相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市民環境部長
- (2) 保健福祉部長
- (3) 企画政策部秘書課長
- (4) 企画政策部政策・デジタル推進課長
- (5) 総務部行政課長
- (6) 総務部職員課長
- (7) 総務部危機管理課長
- (8) 保健福祉部福祉課長
- (9) 保健福祉部子ども課長
- (10) 保健福祉部健康づくり課長
- (11) 保健福祉部高齢者支援課長
- (12) みりよく創出部農林課長
- (13) みりよく創出部商工課長
- (14) みりよく創出部スポーツ課長
- (15) 農業委員会事務局長

(16) 教育部学校教育課長

(17) 教育部生涯学習課長

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は市民環境部長を、副会長は保健福祉部長を充てるものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民環境部市民課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年5月21日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第4号)抄

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第5号)

附 則(令和3年3月31日訓令第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(委員名簿)

No.	職 名	氏 名	備 考
1	市民環境部長	池 澤 智 野	会 長
2	保健福祉部長	大 谷 雄 一	副会長
3	企画政策部秘書課長	田 中 秀 人	
4	企画政策部政策・デジタル推進課長	大 溝 泰 彦	
5	総務部行政課長	小 坂 幸 生	
6	総務部職員課長	田 島 博	
7	総務部危機管理課長	光 安 裕 治	
8	保健福祉部福祉課長	藤 原 喜 康	
9	保健福祉部子ども課長	東 崎 育 子	
10	保健福祉部健康づくり課長	小井土 朋 子	
11	保健福祉部高齢者支援課長	赤 井 英 司	
12	みりよく創出部商工課長	倉 繁 亨	
13	みりよく創出部農林課長	山 田 幸 則	
14	みりよく創出部スポーツ課長	佐 藤 康 弘	
15	農業委員会事務局長	小 野 恭 義	
16	教育部学校教育課長	城 田 敬 子	
17	教育部生涯学習課長	萩 原 陽 子	

10 用語解説（本文中で*を付けた用語の解説）

あ行

アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込み。誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、アンコンシャス・バイアスそのものに良し悪しはない。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成7年6月に「育児休業等に関する法律」（平成3年法律第76号）の改正法として公布された。

育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。これによって、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としている。

その後数度の改正により、所定労働時間の短縮や時間外・所定外労働の制限をはじめ、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇制度の創設等が定められている。

令和3年10月には「産後パパ育休（出生時育児休業）」や「育児休業の分割取得」が施行され、男性の育児休業取得を支援強化する内容となっている。

SDGs

持続可能な開発目標。平成27年9月に国連で採択された令和12年を達成期限とした国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、

経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として包括的な17の目標を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられ、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称で、「民間非営利組織」と訳されている。

このうち、「NPO法人」とは、平成10年に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

M字曲線

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。M字型曲線ともいい、30歳代を谷底とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形を表したもの。これは、女性が結婚、出産、育児を契機に退職し、育児終了とともに再び労働市場に戻ってくる就労形態を示している。

近年では、M字の谷が以前より浅くなっている。また、昭和50年には25～29歳がM字の底となっていたが、その労働力率は次第に上がり、現在では年齢階級別で最も高くなり、底となる年齢階級は35～39歳に上昇した。

LGBTQ

レズビアン (Lesbian/女性同性愛者)、ゲイ (Gay/男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual/両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender/心と体の性が一致しない人)、クエスチョニング (Questioning/性自認と性的指向が決まっていない人)・クィア (Queer/性的少数者の中立的な総称) の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われる。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとり、SOGI と表現されることもある。

エンパワーメント

もともとは英語の「パワー (力)」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力という。

エンパワーメントは、何かを成し遂げたという結果ではなく、少しずつ前進することを通じて、人びとが自分に自信をもつようになり、社会を変えられるようになる、その過程を重視した考えである。

「女性のエンパワーメント」という言葉は、北京行動綱領 (平成7年) で用いられて以来、より広く使われるようになった。これは、女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになることを意味し、行動綱領は女性のエンパワーメントを進めるための進行表といわれている。

しかし、女性が力をつけたとしても、その女性の力が発揮されない社会状況も問題となっている。

か行

家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、第三者である指導機関の立会いのもと文書で協定書をつくる施策である。

農村における若年労働力の流出、担い手不足、高齢化等が進む中で、女性の農業従事者が全体の半数以上を占めているが、経済的自立や家庭・地域生活での意思決定への参画の度合いは著しく低く、女性の役割や地位が正しく評価されていないといった問題がある。

家族経営協定は一定の成果を見ており、意欲のある女性たちの起業や家族経営参画、直売所等の開設が活発化している。一方で、生活と生産労働の間で女性の負担は重く、固定的な役割分担意識や地域システムをどう変えるかが課題となっている。

協働

公共的な課題を解決することを共通の目的として、複数の主体が対等な立場で役割分担しながら共に活動すること。

主体とは、住民、地縁組織、NPO法人やボランティア団体、企業、教育機関、市町村など、地域社会の担い手として活動する者を指し、協働する主体は、互いの考えや自立性を尊重し、十分な相互理解と適切な役割分担がなされる必要がある。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。一人の女性が一生に産む子どもの数に相当する。

さ行

ジェンダー

「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に形成された性差のことで、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは区別する。「社会的・文化的な性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化を目指したり、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定したりすることは、男女共同参画の意図するところではない。

女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が正式名称で、平成 27 年 9 月に公布された。10 年間の時限立法。

国、地方公共団体、301 人以上の大企業は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行うこと、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出等を行うこと、加えて自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことが義務付けられた。その後の法改正により、令和 4 年 4 月から義務化の対象が 101 人以上の事業主に拡大された。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品などに付することができる。

ストーカー規制法

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が正式名称で、平成 12 年 5 月に議員立法により成立、同 11 月に施行された。

この法律により、「つきまとい等」や「ストーカー行為」が法的に定義されるとともに、加害者に対する警告・禁止命令や被害者への援助

等について定められた。

平成 25 年の改正では、電子メールを送信する行為を規制対象行為に追加、平成 28 年の改正では、SNS のメッセージ送信及びブログ等の個人のページにコメントを送る行為が規制対象行為として追加されている。

性別役割分担

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別によって家庭・職場などあらゆる場面で役割を分担することをいう。

日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っている。「男は仕事、女は家事・育児」といった役割分担意識が資本主義社会の成立とともに近代になって明確化された。この性別役割分担の克服が女性問題解決のための課題とされている。

セクシュアル・ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会による報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年）では、セクシュアル・ハラスメントを「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）では、職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した労働者が解雇、

降格、不利益を受けることを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、職場内での性的な言動により、労働者の就業環境を不快にさせ、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど支障が生じることを「環境型セクシュアル・ハラスメント」と規定している。

平成19年4月施行の改正男女雇用機会均等法においては、今まで配慮義務であった職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の措置が義務化され、法に基づく指針に講ずべき具体的な9つの措置の内容と措置の例示が示された。また、対象労働者が女性労働者のみから男女労働者へと拡大された。

た行

多文化共生

国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を發揮しながら共に生きること。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に公布、施行された。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和60年6月に「勤労婦人福祉法」（昭和47年法律第113号）の改正法として公布された。

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。

平成19年4月に改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブアクションの推進等が定められた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む）や、交際相手など親しい関係で起こる暴力のことをいい、殴る・蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的などの暴力も含まれる。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義されている。

同法律における「配偶者」には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事

実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び当該暴力を受けた者についても、同法律が準用される。

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が正式名称で、平成13年10月に施行された。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者等からの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律。

改正を重ね、保護命令制度の拡充や都道府県における基本計画の策定義務、配偶者暴力相談支援センター設置による支援体制の強化などが図られている。令和5年の改正では、保護命令の接近禁止命令において重篤な精神的被害を受けた場合も対象となったほか、保護命令違反に対して厳罰化された。

現在、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び当該暴力を受けた者については同法律が準用されているが、同居していない交際相手からの暴力は対象外であり、その被害者をどう保護するのかが課題となっている。

デートDV

交際中の若いカップルの間で起こる暴力。一方から他方に対して振るわれ、身体的、精神的、性的、経済的などの暴力がある。

は行

配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助等を行う。

市町村において配偶者暴力相談支援センター

を設置することで、身近な場所での継続的な相談やカウンセリング、住民票の異動や生活保護の手続など複数の手続の一元化、一時保護の場合の同行支援など、被害者の立場に立ったワンストップの支援を担うことが期待されている。

ハラスメント

嫌がらせ、いじめのことをいい、様々な種類のハラスメントがある。

男女雇用機会均等法第11条及び育児・介護休業法第25条により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント及び職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、事業主は労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられている。

パワー・ハラスメント

職場における優越的な関係に基づき、業務の適正な範囲を超えて、身体的もしくは精神的な苦痛を与えたり就業環境を害したりすること。

身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害の6つの類型がある。

令和4年4月からパワー・ハラスメント防止措置がすべての事業主に義務化された。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）による相互援助活動に関する連絡、調整を行う組織。保育施設への送迎や子どもの預かり等の仲介を行うほか、会員に対して必要な知識を提供する講演会の開催等も行う。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康

と権利のこと。国連の国際人口・開発会議（平成6年）で採択されたカイロ行動計画に大きく取り入れられた。身体的、精神的、社会的に良好な状態で安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由を持つことを含む。

日本においても、幅広く問題が存在し、この概念の重要性は高くなっているため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツにかかわる領域についての研究や統計の整備とともに、保健医療に関する情報・サービスを誰もが手にすることができるような制度の充実が望まれている。

両立支援制度（仕事と生活の両立支援制度）

仕事と生活の両立を支援する産休・育休、介護休暇を始めとした各種支援制度の総称。

休暇制度、勤務時間制度等があり、妊娠期、育児期、介護期ごとに適用期間が異なる。また、個人への支援を行う以外に、企業への助成金等の制度も存在する。

労働力率

15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合。

※労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（働く意思と能力をもち、求職活動を行っていないながら、就職の機会を得られない者。）を合わせたもの。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があると言われている。

平成19年、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定された。

第4次安中市男女共同参画計画

令和6（2024）年3月

発行 安中市

編集 安中市市民環境部市民課市民協働係

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

TEL (027) 382-1111 FAX (027) 381-7020

<https://www.city.annaka.lg.jp/>

